

## 【表紙】

【提出書類】	訂正有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成26年12月22日提出
【発行者名】	新光投信株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 後藤 修一
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋一丁目17番10号
【事務連絡者氏名】	上中 徹
【電話番号】	03-6860-6440
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	ブラジル高配当株ファンド（為替プレミアム・コース） ブラジル高配当株ファンド（為替フリー・コース）
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	継続募集額(平成26年6月21日から平成27年6月19日まで) ブラジル高配当株ファンド（為替プレミアム・コース） 3兆円を上限とします。 ブラジル高配当株ファンド（為替フリー・コース） 3兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、有価証券報告書を提出しましたので、平成26年 6月20日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報に訂正するため、また、記載事項に訂正すべき事項がありますので、これを訂正するとともに、併せて原届出書添付書類の訂正を行うため提出するものです。

## 2【訂正の内容】

<訂正前>および<訂正後>に記載している下線部\_\_\_\_\_は訂正部分を示し、<更新後>に記載している内容は原届出書が更新されます。なお、「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況」および「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況」は原届出書の更新後の内容を記載しています。

## 第一部【証券情報】

## (5)【申込手数料】

## &lt;訂正前&gt;

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、3.78%（税抜3.5%）を上限として販売会社がそれぞれ独自に定める手数料率を乗じて得た金額となります。当該手数料には消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）（8%）が含まれます。

（略）

## &lt;訂正後&gt;

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、3.78%（税抜3.5%）を上限として販売会社がそれぞれ独自に定める手数料率を乗じて得た金額となります。商品および投資環境の説明・情報提供、購入の事務手続きなどの対価として販売会社にお支払いいただきます。当該手数料には消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）（8%）が含まれます。

（略）

## 第二部【ファンド情報】

## 第1【ファンドの状況】

## 1【ファンドの性格】

## (3)【ファンドの仕組み】

## b. 委託会社の概況

&lt;訂正前&gt;

(イ) 資本金の額（平成26年4月末現在）

（略）

(ハ) 大株主の状況

（平成26年4月末現在）

株主名	住所	持株数	持株比率
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町 1 - 5 - 1	1,396,362株	76.58%
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区丸の内 1 - 3 - 3	182,115	9.98
株式会社みずほ証券リサーチ & コンサルティング	東京都中央区日本橋 1 - 17 - 10	137,200	7.52

&lt;訂正後&gt;

(イ) 資本金の額（平成26年9月末現在）

（略）

(ハ) 大株主の状況

（平成26年9月末現在）

株主名	住所	持株数	持株比率
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町 1 - 5 - 1	1,396,362株	76.58%
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町 1 - 5 - 5	182,115	9.98
株式会社みずほ証券リサーチ & コンサルティング	東京都中央区日本橋 1 - 17 - 10	137,200	7.52

## 2【投資方針】

## (2)【投資対象】

各コースが投資する投資信託証券の概要

&lt;訂正前&gt;

## 1. プレミアム・ファンドの概要

（略）

主な関係法人	管理会社：クレディ・スイス・マネジメント(ケイマン)リミテッド 受託会社兼管理事務代行会社：BNY メロン ファンド マネジメント(ケイマン)リミテッド 副管理事務代行会社：ザ バンク オブ ニューヨーク メロン シンガポール支店 保管受託銀行：ザ バンク オブ ニューヨーク メロン 財務顧問会社兼報酬代行会社：クレディ・スイス・インターナショナル 投資助言会社：BB Gestao de Recursos Distribuidora de Titulos e Valores Mobiliarios S.A. ( B B D T V M )
信託報酬等	純資産総額に対し年率0.75% 上記料率には、管理会社、財務顧問会社兼報酬代行会社ならびに保管受託銀行への報酬、監査報酬、弁護士費用および当初設定にかかる諸費用などが含まれます。また、受託会社兼管理事務代行会社に対して最大年20,000米ドル、副管理事務代行会社に対して最大年95,000米ドルが当該外国投資信託から支払われます。
(略)	

(略)

また、各概要は平成26年 6月20日現在のものであり、今後変更になる場合があります。

<訂正後>

### 1. プレミアム・ファンドの概要

(略)	
主な関係法人	管理会社：クレディ・スイス・マネジメント(ケイマン)リミテッド 受託会社兼管理事務代行会社：BNY メロン ファンド マネジメント(ケイマン)リミテッド 副管理事務代行会社：ザ バンク オブ ニューヨーク メロン シンガポール支店 保管受託銀行：ザ バンク オブ ニューヨーク メロン 報酬代行会社：クレディ・スイス・インターナショナル 投資助言会社：BB Gestao de Recursos Distribuidora de Titulos e Valores Mobiliarios S.A. ( B B D T V M )
信託報酬等	純資産総額に対し年率0.75% 上記料率には、管理会社、報酬代行会社ならびに保管受託銀行への報酬、監査報酬、弁護士費用および当初設定にかかる諸費用などが含まれます。また、受託会社兼管理事務代行会社に対して最大年20,000米ドル、副管理事務代行会社に対して最大年95,000米ドルが当該外国投資信託から支払われます。
(略)	

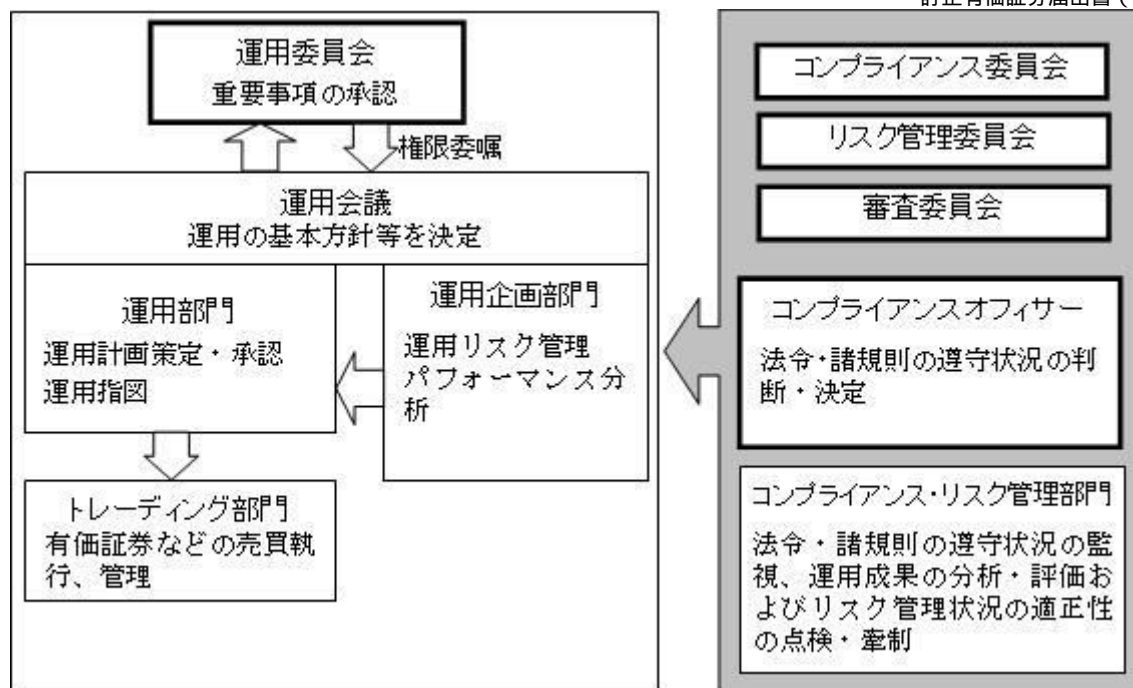
(略)

また、各概要は平成26年12月22日現在のものであり、今後変更になる場合があります。

### (3) 【運用体制】

#### a. ファンドの運用体制

<更新後>



上記運用体制は、今後変更になることがあります。

#### PLAN

- ・運用委員会から権限委嘱された運用会議を運用部署全体（運用部門、運用企画部門、調査部門）で開催し、アセットアロケーションの方針等の運用の基本方針を決定します。
- ・運用担当者はこの運用の基本方針を踏まえ、運用計画を作成します。
- ・運用計画は運用調査本部長および副本部長により承認されます。

#### DO

- ・ファンドマネージャーは承認された運用計画に基づいて指図を行います。
- ・売買の執行・管理はトレーディング部門が行います。

#### SEE

- ・コンプライアンス・リスク管理部門（20名程度）は日々の運用指図および売買執行について法令・諸規則の遵守状況の点検を行い、必要に応じて運用部門を牽制します。
- ・運用企画部門は日々の運用リスク等の管理のほか、投資信託財産のパフォーマンス分析を行います。
- ・コンプライアンス・リスク管理部門およびコンプライアンスオフィサー（1名）は月次で開催される審査委員会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会において運用成果、法令・諸規則・約款の遵守状況、運用リスク管理状況等について検証・報告を行います。

#### < 受託者に対する管理体制 >

投資信託財産の管理業務を通じ、受託者の信託事務の正確性・迅速性、システム対応力等を総合的に検証しています。また、受託者より内部統制の整備および運用状況の報告書を受け取っています。

#### （５）【投資制限】

< 訂正前 >

（略）

g . 利害関係人等との取引等

（略）

（二）上記（イ）（ロ）（ハ）の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

<訂正後>

（略）

g．利害関係人等との取引等

（略）

（二）上記（イ）（ロ）（ハ）の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

h．デリバティブ取引等に係る投資制限

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしが  
い、合理的な方法により算出した額が投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

### 3【投資リスク】

（1）ファンドのもつリスク

j．投資信託に関する一般的なリスクおよびその他の留意点

<訂正前>

（略）

（ハ）投資信託財産の状況によっては、目指す運用が行われなことがあるあります。また、投資信託財産の減少の状況によっては、委託者が目的とする運用が困難と判断した場合、安定運用に切り替えることがあります。

（ニ） 短期間に相当金額の解約申し込みがあった場合には、解約資金を手当てするために組入  
有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場  
合、基準価額が下落する要因となり、損失を被ることがあります。

（ホ） 証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地  
変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更などの諸事情により閉鎖されることがあり  
ます。これにより各コースの運用が影響を被って基準価額の下落につながる可能性があり  
ます。

（ヘ） 投資信託証券には、ファミリーファンド方式で運用をするものがあります。当該投資信  
託証券（ベビーファンド）が投資対象とするマザーファンドを同じく投資対象としている  
他のベビーファンドにおいて、設定・解約や資産構成の変更などによりマザーファンドの  
組入有価証券などに売買が生じた場合、その売買による組入有価証券などの価格の変化や  
売買手数料などの負担がマザーファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。この  
影響を受け、当該投資信託証券（ベビーファンド）の価額が変動する可能性があります。

（略）

<訂正後>

（略）

（ハ）投資信託財産の状況によっては、目指す運用が行われなことがあるあります。また、投資信託財産の減少の状況によっては、委託者が目的とする運用が困難と判断した場合、安定運用に切り替えることがあります。

（ニ） 投資した資産の流動性が低下し、当該資産の売却・換金が困難になる場合などがありま

す。その結果、投資者の換金請求に伴う資金の手当てに支障が生じる場合などには、換金のお申し込みの受付を中止すること、およびすでに受け付けた換金のお申し込みを取り消す場合があります。

(ホ) 短期間に相当金額の解約申し込みがあった場合には、解約資金を手当てするために組入有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となり、損失を被ることがあります。

(ヘ) 証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更などの諸事情により閉鎖されることがあります。これにより各コースの運用が影響を被って基準価額の下落につながる可能性があります。

(ト) 投資信託証券には、ファミリーファンド方式で運用をするものがあります。当該投資信託証券(ベビーファンド)が投資対象とするマザーファンドを同じく投資対象としている他のベビーファンドにおいて、設定・解約や資産構成の変更などによりマザーファンドの組入有価証券などに売買が生じた場合、その売買による組入有価証券などの価格の変化や売買手数料などの負担がマザーファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。この影響を受け、当該投資信託証券(ベビーファンド)の価額が変動する可能性があります。

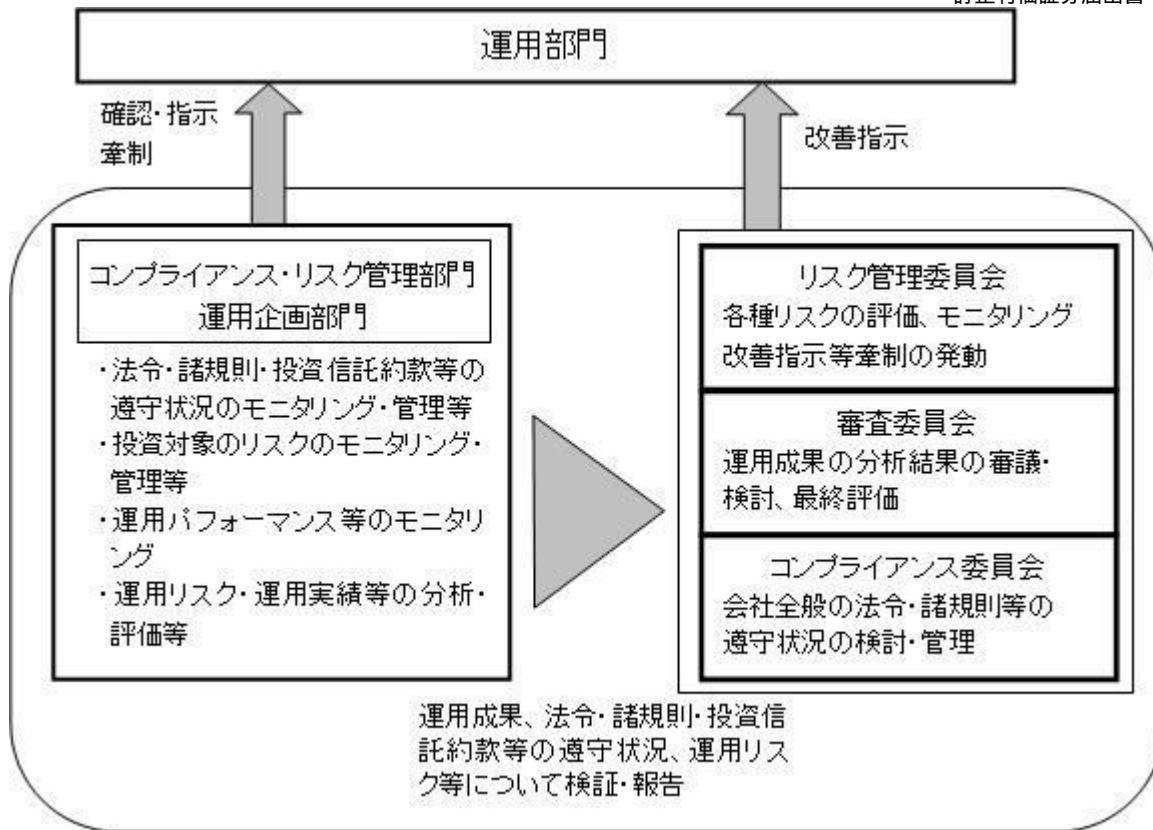
(略)

<更新後>

## (2) リスク管理体制

パフォーマンスの分析・管理	: 運用成果を分析し、その結果を審議・検討してその評価を行います。
運用リスクの管理	: 投資信託財産の運用リスクの管理およびその管理の現状・適正性を把握し、管理方針を協議、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。





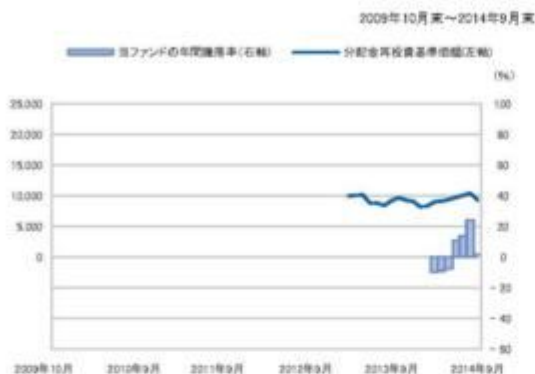
上記リスク管理体制は、今後変更になることがあります。

<更新後>

## <参考情報>

### 為替プレミアム・コース

#### ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



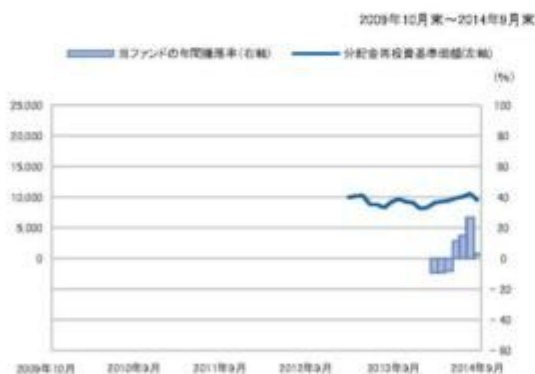
\*分配金再投資基準価額は、設定時を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。

\*年間騰落率は、2014年3月から2014年9月の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

※分配金再投資基準価額は、取引前の分配金を当ファンドに再投資したとみなして計算した理論上のものであり、実際の基準価額とは異なります。

### 為替フリー・コース

#### ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



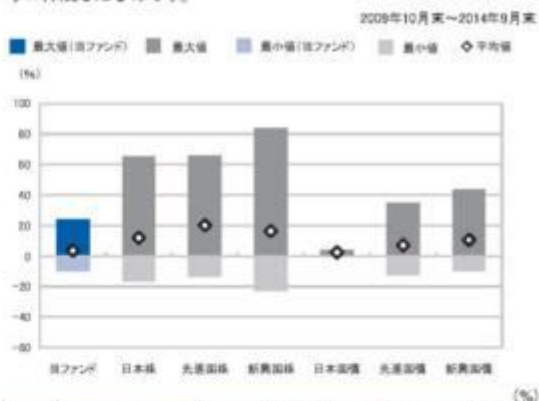
\*分配金再投資基準価額は、設定時を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。

\*年間騰落率は、2014年3月から2014年9月の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

※分配金再投資基準価額は、取引前の分配金を当ファンドに再投資したとみなして計算した理論上のものであり、実際の基準価額とは異なります。

#### ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



資産クラス	最大値	最小値	平均値
当ファンド	24.3	-9.9	3.5
日本株	65.0	-17.0	11.9
先進国株	65.7	-13.6	20.1
新興国株	83.9	-22.8	16.3
日本国債	4.1	0.4	2.3
先進国債	34.9	-12.7	7.0
新興国債	43.7	-10.1	10.6

\*全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

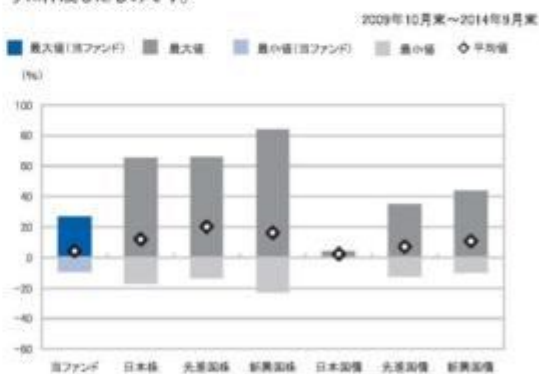
\*2009年10月から2014年9月の5年間の当ファンドは2014年3月から2014年9月の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

\*決算日に対応した数値とは異なります。

\*当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

#### ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



資産クラス	最大値	最小値	平均値
当ファンド	26.7	-9.1	4.2
日本株	65.0	-17.0	11.9
先進国株	65.7	-13.6	20.1
新興国株	83.9	-22.8	16.3
日本国債	4.1	0.4	2.3
先進国債	34.9	-12.7	7.0
新興国債	43.7	-10.1	10.6

\*全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

\*2009年10月から2014年9月の5年間の当ファンドは2014年3月から2014年9月の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

\*決算日に対応した数値とは異なります。

\*当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

## 投資リスク

### 各資産クラスの指数

日本株・・・東証株価指数(TOPIX)(配当込み)  
 先進国株・・・MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)  
 新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)  
 日本国債・・・NOMURA-BPI国債  
 先進国債・・・シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)  
 新興国債・・・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)  
 (注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

### 各資産クラスの騰落率について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

### 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、東京証券取引所第一部上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。

### MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)

MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Incが開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Incに帰属します。

### MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Incが開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Incに帰属します。

### NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が発表しているわが国の代表的な債券パフォーマンスインデックスで、国債の他、地方債、政府保証債、金融債、事業債、円建て外債等で構成されており、ポートフォリオの投資収益率・利回り・クーポン・デュレーション等の指標が日々公表されています。なお、NOMURA-BPIに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。

### シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、Citigroup Index LLCが開発した、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、シティ世界国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、Citigroup Index LLCに帰属します。

### JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

本指数は、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2014, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

## 4【手数料等及び税金】

### (1)【申込手数料】

## &lt;訂正前&gt;

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、3.78%（税抜3.5%）を上限として販売会社がそれぞれ独自に定める手数料率を乗じて得た金額となります。当該手数料には消費税等（8%）が含まれます。

（略）

## &lt;訂正後&gt;

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、3.78%（税抜3.5%）を上限として販売会社がそれぞれ独自に定める手数料率を乗じて得た金額となります。商品および投資環境の説明・情報提供、購入の事務手続きなどの対価として販売会社にお支払いいただきます。当該手数料には消費税等（8%）が含まれます。

（略）

## （3）【信託報酬等】

## &lt;訂正前&gt;

各コースの計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年率1.1664%（税抜1.08%）を乗じて得た額とします。

なお、投資対象の投資信託証券における信託報酬を含めた各コースの実質的な信託報酬の総額は、投資信託財産の純資産総額に対して年率1.9164%（税抜1.83%）程度となります。

信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産から支払われます。

## &lt;ファンド・オブ・ファンズの信託報酬の配分&gt;

		信託報酬（対純資産総額・年率）
配分 （税抜）	委託者	0.35%
	販売会社	0.70%
	受託者	0.03%
投資対象とする投資信託証券 <sup>（注1）</sup>		0.75%
実質的な負担 <sup>（注2）</sup>		1.9164%（税抜1.83%）程度

（注1）プレミアム・ファンドの信託報酬です。国内短期公社債マザーファンドの信託報酬はありません。

（注2）「実質的な負担」は、プレミアム・ファンドを100%組み入れた場合の数値です。実際の信託報酬は、投資信託証券の組入状況に応じて変動します。なお、プレミアム・ファンドの信託報酬には、管理会社、財務顧問会社兼報酬代行会社ならびに保管受託銀行への報酬、監査報酬、弁護士費用および当初設定にかかる諸費用などが含まれます。また、受託会社兼管理事務代行会社に対して最大年20,000米ドル、副管理事務代行会社に対して最大年95,000米ドルがプレミアム・ファンドから支払われます。

資産規模が比較的少額である場合は、信託報酬ならびにその他の費用・手数料のうち定率でない一部項目の負担が純資産総額比で高率となることがあります。

## &lt;訂正後&gt;

日々のファンドの純資産総額に年率1.1664%（税抜1.08%）を乗じて得た額とします。

なお、投資対象とする投資信託証券の信託報酬を含めた実質的な信託報酬の総額は、ファ

ンドの純資産総額に対して年率1.9164%（税抜1.83%）程度となります。

信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産から支払われます。

信託報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率

<ファンド・オブ・ファンズの信託報酬の配分>

委託者	年率0.35%（税抜）	委託した資金の運用、基準価額の算出などの対価
販売会社	年率0.70%（税抜）	購入後の情報提供、運用報告書など各種書類の送付、分配金・償還金・換金代金支払などの事務手続きなどの対価
受託者	年率0.03%（税抜）	運用財産の管理、委託者からの指図の実行などの対価
投資対象とする投資信託証券	年率0.75%	プレミアム・ファンドの信託報酬です。国内短期公社債マザーファンドの信託報酬はありません。
実質的な負担 <sup>(注)</sup>	年率1.9164%（税抜1.83%）程度	-

（注）プレミアム・ファンドを100%組み入れた場合の数値です。実際の信託報酬は、投資信託証券の組入状況に応じて変動します。なお、プレミアム・ファンドの信託報酬には、管理会社、報酬・費用などの支払い事務代行を行う報酬代行会社ならびに保管受託銀行への報酬、監査報酬、弁護士費用および当初設定にかかる諸費用などが含まれます。また、受託会社兼管理事務代行会社に対して最大年20,000米ドル、副管理事務代行会社に対して最大年95,000米ドルがプレミアム・ファンドから支払われます。

資産規模が比較的少額である場合は、信託報酬ならびにその他の費用・手数料のうち定率でない一部項目の負担が純資産総額比で高率となることがあります。

（４）【その他の手数料等】

<訂正前>

a．投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、投資信託財産にかかる監査報酬、当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支払われます。

（略）

c．証券取引に伴う手数料・税金等、各コースの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、投資信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料にかかる消費税等および外貨建資産の保管等に要する費用についても投資信託財産が負担します。

d．各コースが主要投資対象とするプレミアム・ファンドにおいて、解約手数料として解約時の純資産価格の0.35%がかかるほか、有価証券売買時の売買委託手数料に相当する額が実質的にかかります。

（略）

<訂正後>

a．投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、監査法人に支払うファンドの監査報酬、当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額および受託者の立て替えた立替

金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支払われます。

(略)

c. 証券取引に伴う手数料・税金等、各コースの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、投資信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料にかかる消費税等および資産を外国で保管する場合の費用についても投資信託財産が負担します。

d. 各コースが主要投資対象とするプレミアム・ファンドにおいて、解約に伴う取引により発生する解約手数料として解約時の純資産価格の0.35%がかかるほか、有価証券売買時の売買委託手数料に相当する額が実質的にかかります。

(略)

## 5【運用状況】

### (1)【投資状況】

#### ブラジル高配当株ファンド(為替プレミアム・コース)

(平成26年 9月30日現在)

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	1,883,228,957	96.06
親投資信託受益証券	日本	30,136,961	1.53
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		47,098,970	2.40
純資産総額		1,960,464,888	100.00

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。なお、投資比率は小数第3位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。

#### ブラジル高配当株ファンド(為替フリー・コース)

(平成26年 9月30日現在)

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	240,435,754	96.62
親投資信託受益証券	日本	2,513,149	1.00
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		5,887,031	2.36
純資産総額		248,835,934	100.00

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。なお、投資比率は小数第3位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。

#### (参考)国内短期公社債マザーファンド

(平成26年 9月30日現在)

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	日本	969,970,689	84.34

現金・預金・その他の資産(負債控除後)		180,096,913	15.65
純資産総額		1,150,067,602	100.00

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。なお、投資比率は小数第3位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。

## (2)【投資資産】

### 【投資有価証券の主要銘柄】

#### ブラジル高配当株ファンド(為替プレミアム・コース)

##### イ. 評価額上位銘柄明細

(平成26年 9月30日現在)

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ケイマン 諸島	投資信託受 益証券	ブラジリアン・ハイ・ディビデ ント・エクイティ・プレミアム・ ファンド - Pクラス	24,477,864.17	83.27	2,038,271,749	76.936	1,883,228,957	96.06
2	日本	親投資信託 受益証券	国内短期公社債マザーファンド	29,874,070	1.0088	30,136,961	1.0088	30,136,961	1.53

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。なお、投資比率は小数第3位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。

##### ロ. 種類別投資比率

(平成26年 9月30日現在)

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	96.06
親投資信託受益証券	1.53
合計	97.59

#### ブラジル高配当株ファンド(為替フリー・コース)

##### イ. 評価額上位銘柄明細

(平成26年 9月30日現在)

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ケイマン 諸島	投資信託受 益証券	ブラジリアン・ハイ・ディビデ ント・エクイティ・プレミアム・ ファンド - Jクラス	2,754,290.1	94.42	260,064,855	87.295	240,435,754	96.62
2	日本	親投資信託 受益証券	国内短期公社債マザーファンド	2,491,227	1.0088	2,513,149	1.0088	2,513,149	1.00

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。なお、投資比率は小数第3位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。

##### ロ. 種類別投資比率

(平成26年 9月30日現在)

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	96.62
親投資信託受益証券	1.00
合計	97.63

（参考）国内短期公社債マザーファンド

イ. 評価額上位銘柄明細

（平成26年 9月30日現在）

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	日本	国債証券	第4.7.5回国 庫短期証券	520,000,000	99.99	519,975,099	99.99	519,975,099		2014.11.25	45.21
2	日本	国債証券	第4.6.5回国 庫短期証券	450,000,000	99.99	449,995,590	99.99	449,995,590		2014.10.14	39.12

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。なお、投資比率は小数第3位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。

ロ. 種類別投資比率

（平成26年 9月30日現在）

種類	投資比率（％）
国債証券	84.34
合計	84.34

【投資不動産物件】

ブラジル高配当株ファンド（為替プレミアム・コース）

該当事項はありません。

ブラジル高配当株ファンド（為替フリー・コース）

該当事項はありません。

（参考）国内短期公社債マザーファンド

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

ブラジル高配当株ファンド（為替プレミアム・コース）

該当事項はありません。

ブラジル高配当株ファンド（為替フリー・コース）



該当事項はありません。

（参考）国内短期公社債マザーファンド

該当事項はありません。

（3）【運用実績】

【純資産の推移】

ブラジル高配当株ファンド（為替プレミアム・コース）

期別	純資産総額（円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1特定期間末（平成25年 9月20日）	11,066,718,772	11,215,357,481	0.8934	0.9054
第2特定期間末（平成26年 3月20日）	3,778,532,385	3,825,000,809	0.7318	0.7408
第3特定期間末（平成26年 9月22日）	2,129,141,736	2,147,082,805	0.8307	0.8377
平成25年 9月末日	10,811,515,693		0.8718	
10月末日	9,678,443,693		0.9053	
11月末日	6,958,332,339		0.8546	
12月末日	5,597,647,643		0.8266	
平成26年 1月末日	4,613,549,850		0.7364	
2月末日	4,178,910,400		0.7375	
3月末日	3,950,530,877		0.7855	
4月末日	3,599,929,661		0.7908	
5月末日	3,205,898,065		0.8008	
6月末日	2,962,471,367		0.8244	
7月末日	2,706,143,712		0.8420	
8月末日	2,574,006,642		0.8669	
9月末日	1,960,464,888		0.7697	

ブラジル高配当株ファンド（為替フリー・コース）

期別	純資産総額（円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1特定期間末（平成25年 9月20日）	949,048,220	953,599,310	0.9384	0.9429
第2特定期間末（平成26年 3月20日）	387,969,713	389,672,239	0.7976	0.8011
第3特定期間末（平成26年 9月22日）	257,454,658	258,673,446	0.9506	0.9551
平成25年 9月末日	938,571,424		0.9048	
10月末日	873,886,645		0.9493	

11月末日	602,992,857	0.9006
12月末日	487,203,955	0.8785
平成26年 1月末日	430,989,610	0.7823
2月末日	424,778,310	0.7947
3月末日	416,911,924	0.8651
4月末日	290,687,853	0.8785
5月末日	203,527,713	0.8910
6月末日	239,864,751	0.9227
7月末日	220,449,510	0.9424
8月末日	298,832,437	0.9818
9月末日	248,835,934	0.8796

## 【分配の推移】

## ブラジル高配当株ファンド（為替プレミアム・コース）

期	計算期間	1口当たりの分配金（円）
第1特定期間	平成25年 3月27日～平成25年 9月20日	0.0480
第2特定期間	平成25年 9月21日～平成26年 3月20日	0.0660
第3特定期間	平成26年 3月21日～平成26年 9月22日	0.0485

(注)各特定期間中の分配金の合計額を表示しています。

## ブラジル高配当株ファンド（為替フリー・コース）

期	計算期間	1口当たりの分配金（円）
第1特定期間	平成25年 3月27日～平成25年 9月20日	0.0180
第2特定期間	平成25年 9月21日～平成26年 3月20日	0.0250
第3特定期間	平成26年 3月21日～平成26年 9月22日	0.0270

(注)各特定期間中の分配金の合計額を表示しています。

## 【収益率の推移】

## ブラジル高配当株ファンド（為替プレミアム・コース）

期	計算期間	収益率（％）
第1特定期間	平成25年 3月27日～平成25年 9月20日	5.9
第2特定期間	平成25年 9月21日～平成26年 3月20日	10.7
第3特定期間	平成26年 3月21日～平成26年 9月22日	20.1

(注)収益率は各特定期間における騰落率を表示しており、当該特定期間中の分配金合計額を加算して計算しています。

## ブラジル高配当株ファンド（為替フリー・コース）

期	計算期間	収益率（％）
第1特定期間	平成25年 3月27日～平成25年 9月20日	4.4
第2特定期間	平成25年 9月21日～平成26年 3月20日	12.3
第3特定期間	平成26年 3月21日～平成26年 9月22日	22.6

(注)収益率は各特定期間における騰落率を表示しており、当該特定期間中の分配金合計額を加算して計算しています。

## （４）【設定及び解約の実績】

## ブラジル高配当株ファンド（為替プレミアム・コース）

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1特定期間	平成25年 3月27日～平成25年 9月20日	17,452,028,297	5,065,469,207
第2特定期間	平成25年 9月21日～平成26年 3月20日	375,373,023	7,598,773,832
第3特定期間	平成26年 3月21日～平成26年 9月22日	215,157,137	2,815,305,421

(注)第1特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

## ブラジル高配当株ファンド（為替フリー・コース）

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1特定期間	平成25年 3月27日～平成25年 9月20日	2,052,324,512	1,040,971,016
第2特定期間	平成25年 9月21日～平成26年 3月20日	113,469,911	638,387,268
第3特定期間	平成26年 3月21日～平成26年 9月22日	214,634,866	430,229,206

(注)第1特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

## 参考情報

## 運用実績

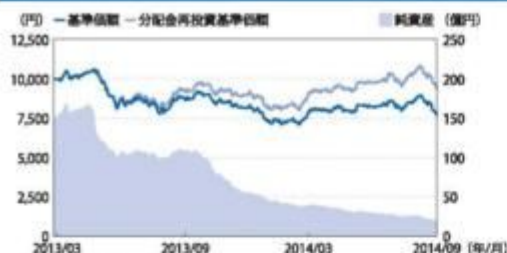
ブラジル高配当株ファンド（為替プレミアム・コース）  
 ブラジル高配当株ファンド（為替フリー・コース）

2014年9月30日現在

## 為替プレミアム・コース

## &lt;基準価額・純資産の推移&gt;

(2013年3月27日～2014年9月30日)



## &lt;分配の推移&gt;

2014年9月	70円
2014年8月	70円
2014年7月	80円
2014年6月	85円
2014年5月	90円
直近1年累計	1,145円
設定来累計	1,625円

## &lt;主要な資産の状況&gt;

## 組入状況

ファンド名	国・地域	通貨	純資産比率
ブラリアンハイ・ディビデンド・エクイティ・プレミアム・ファンド-Pクラス	ケイマン諸島	日本円	96.06%
国内短期公社債マザーファンド	日本	日本円	1.53%
合計			97.59%

## &lt;年間収益率の推移&gt;

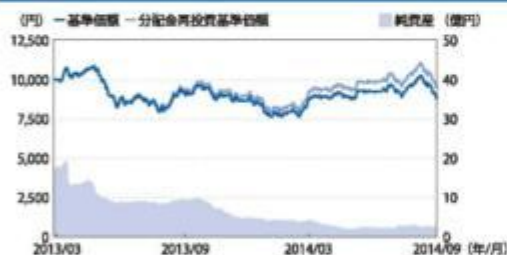
暦年ベース



## 為替フリー・コース

## &lt;基準価額・純資産の推移&gt;

(2013年3月27日～2014年9月30日)



## &lt;分配の推移&gt;

2014年9月	45円
2014年8月	45円
2014年7月	45円
2014年6月	45円
2014年5月	45円
直近1年累計	520円
設定来累計	700円

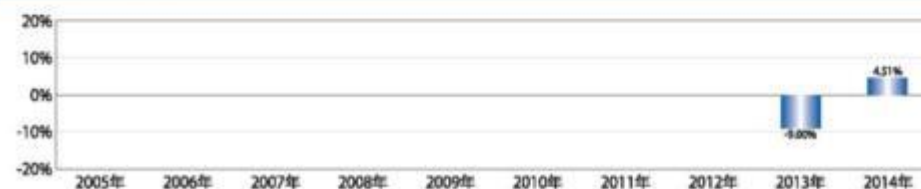
## &lt;主要な資産の状況&gt;

## 組入状況

ファンド名	国・地域	通貨	純資産比率
ブラリアンハイ・ディビデンド・エクイティ・プレミアム・ファンド-Jクラス	ケイマン諸島	日本円	96.62%
国内短期公社債マザーファンド	日本	日本円	1.00%
合計			97.63%

## &lt;年間収益率の推移&gt;

暦年ベース



※基準価額は1万円当たり・信託報酬控除後の価額です。換金時の費用・税金などは考慮していません。  
 ※分配金再投資基準価額は、換金時の費用・税金などを考慮して計算した理論上のものであり、実際の基準価額とは異なります。  
 ※分配金は1万円当たり・換金後の金額です。分配の推移は、将来の分配の水準を示唆・保証するものではありません。分配が行われない場合もあります。  
 ※年間収益率は換金後の分配金を単純に合算して計算しています。なお、各コースにはベンチマークがありません。  
 ※年間収益率は、2013年については設定時から12月末日まで、2014年については年初から9月末日までの収益率をそれぞれ記載しています。  
 ・当ページの図表は過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。  
 ・表中の純資産比率は小数第3位を切り捨てて求めたものであり、各比率の合計と合計欄の数値が一致しない場合があります。  
 ・最新の運用実績は、表紙に記載する委託会社のホームページなどでご確認いただけます。

15

## 第2【管理及び運営】

## 3【資産管理等の概要】

## (5)【その他】

&lt;訂正前&gt;

(略)

## b. 投資信託約款の変更等

(略)

(ロ) 委託者は、上記(イ)の事項(投資信託約款の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、下記「c. 書面決議の手続き」の規定にしがいます。

(略)

## c. 書面決議の手続き

(略)

(ハ) 上記(イ)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であつて、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

(略)

## d. 反対者の買取請求権

投資信託契約の解約(上記「a. 信託の終了(投資信託契約の解約)」(ロ)の場合を除きます。)または上記「b. 投資信託約款の変更等」における重大な約款の変更等を行う場合において、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

上記の買取請求の内容および買取請求の手続きに関する事項は、上記「c. 書面決議の手続き」で規定する書面に記載します。

## e. 運用報告書

委託者は原則として6ヵ月ごと(原則として3月、9月の各特定期間の終了時)および償還時に、期中の運用経過のほか、投資信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成します。

運用報告書は、あらかじめ受益者が申し出た住所に販売会社から届けられます。また、販売会社で、受け取ることができます。

## f. 公告

(略)

&lt;訂正後&gt;

(略)

## b. 投資信託約款の変更等

(略)

(ロ) 委託者は、上記(イ)の事項(投資信託約款の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。)について、下記「c. 書面決議の手続き」の規定にしがいます。

(略)

## c. 書面決議の手続き

(略)

(八) 上記(イ)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

(略)

d. 反対受益者の受益権買取請求の不適用

各コースは、受益者が一部解約請求を行ったときは、委託者が投資信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、投資信託契約の解約（上記「a. 信託の終了（投資信託契約の解約）」（ロ）の場合を除きます。）または重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

e. 運用報告書

委託者は、毎年3月、9月の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知っている受益者に対し、販売会社を通じて交付します。

運用報告書（全体版）は、下記「f. 公告」に記載の委託者のホームページにおいて開示します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。

f. 公告

(略)

## 第3【ファンドの経理状況】

ブラジル高配当株ファンド（為替プレミアム・コース）

ブラジル高配当株ファンド（為替フリー・コース）

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3期特定期間（平成26年3月21日から平成26年9月22日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

## 1【財務諸表】

【ブラジル高配当株ファンド（為替プレミアム・コース）】

## (1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第2期特定期間末 平成26年 3月20日現在	第3期特定期間末 平成26年 9月22日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	168,304,113	91,760,224
投資信託受益証券	3,565,444,771	2,048,734,381
親投資信託受益証券	100,129,005	30,136,961
未収入金	29,894,643	14,947,379
未収利息	209	100
流動資産合計	3,863,772,741	2,185,579,045
資産合計	3,863,772,741	2,185,579,045
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	46,468,424	17,941,069
未払解約金	35,247,678	35,907,477
未払受託者報酬	97,380	71,459
未払委託者報酬	3,408,316	2,501,116
その他未払費用	18,558	16,188
流動負債合計	85,240,356	56,437,309
負債合計	85,240,356	56,437,309
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	5,163,158,281	2,563,009,997
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	1,384,625,896	433,868,261
（分配準備積立金）	3,473,197	1,139,579
元本等合計	3,778,532,385	2,129,141,736

	第2期特定期間 平成26年 3月20日現在	第3期特定期間 平成26年 9月22日現在
純資産合計	3,778,532,385	2,129,141,736
負債純資産合計	3,863,772,741	2,185,579,045

## (2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第2期特定期間 自 平成25年 9月21日 至 平成26年 3月20日	第3期特定期間 自 平成26年 3月21日 至 平成26年 9月22日
営業収益		
受取配当金	474,362,099	186,408,767
受取利息	63,944	29,201
有価証券売買等損益	1,151,996,833	495,217,973
営業収益合計	677,570,790	681,655,941
営業費用		
受託者報酬	1,064,776	513,424
委託者報酬	37,267,187	17,969,708
その他費用	223,814	98,616
営業費用合計	38,555,777	18,581,748
営業利益	716,126,567	663,074,193
経常利益	716,126,567	663,074,193
当期純利益	716,126,567	663,074,193
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	128,399,756	45,595,336
期首剰余金又は期首欠損金( )	1,319,840,318	1,384,625,896
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,085,774,028	543,111,534
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,085,774,028	543,111,534
剰余金減少額又は欠損金増加額	58,187,438	32,698,555
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	58,187,438	32,698,555
分配金	504,645,357	177,134,201
期末剰余金又は期末欠損金( )	1,384,625,896	433,868,261

## (3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第3期特定期間 自 平成26年 3月21日 至 平成26年 9月22日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、投資信託受益証券の収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。



3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間に関する事項 当特定期間終了日に該当する日が休業日のため、当特定期間は平成26年 3月21日から平成26年 9月22日までとなっております。
----------------------------	---

## (貸借対照表に関する注記)

第2期特定期間末 平成26年 3月20日現在	第3期特定期間末 平成26年 9月22日現在
1. 特定期間末日における受益権の総数 5,163,158,281口	1. 特定期間末日における受益権の総数 2,563,009,997口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 1,384,625,896円	2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 433,868,261円
3. 特定期間末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.7318円 (1万口当たり純資産額) (7,318円)	3. 特定期間末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.8307円 (1万口当たり純資産額) (8,307円)

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	第2期特定期間 自 平成25年 9月21日 至 平成26年 3月20日	第3期特定期間 自 平成26年 3月21日 至 平成26年 9月22日
分配金の計算過程	<p>第5期（自 平成25年 9月21日 至 平成25年 10月21日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（125,322,683円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（10,493,688円）及び分配準備積立金（99,475,860円）より分配対象収益は235,292,231円（1万口当たり205.31円）であり、うち137,520,996円（1万口当たり120円）を分配しております。</p> <p>第6期（自 平成25年10月22日 至 平成25年 11月20日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（91,885,319円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（4,293,330円）及び分配準備積立金（77,924,649円）より分配対象収益は174,103,298円（1万口当たり193.35円）であり、うち108,043,043円（1万口当たり120円）を分配しております。</p>	<p>第11期（自 平成26年 3月21日 至 平成26年 4月21日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（41,643,092円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（980,094円）及び分配準備積立金（3,184,099円）より分配対象収益は45,807,285円（1万口当たり97.37円）であり、うち42,333,496円（1万口当たり90円）を分配しております。</p> <p>第12期（自 平成26年 4月22日 至 平成26年 5月20日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（35,950,456円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（876,620円）及び分配準備積立金（2,579,041円）より分配対象収益は39,406,117円（1万口当たり94.28円）であり、うち37,612,099円（1万口当たり90円）を分配しております。</p>

<p>第7期（自 平成25年11月21日 至 平成25年12月20日）</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（65,509,577円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（4,092,786円）及び分配準備積立金（50,723,909円）より分配対象収益は120,326,272円（1万口当たり175.73円）であり、うち82,157,876円（1万口当たり120円）を分配しております。</p>	<p>第13期（自 平成26年 5月21日 至 平成26年 6月20日）</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（30,818,540円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（895,264円）及び分配準備積立金（1,235,368円）より分配対象収益は32,949,172円（1万口当たり88.49円）であり、うち31,645,317円（1万口当たり85円）を分配しております。</p>
<p>第8期（自 平成25年12月21日 至 平成26年1月20日）</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（55,413,505円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（4,328,892円）及び分配準備積立金（32,982,479円）より分配対象収益は92,724,876円（1万口当たり141.98円）であり、うち78,360,027円（1万口当たり120円）を分配しております。</p>	<p>第14期（自 平成26年 6月21日 至 平成26年 7月22日）</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（24,999,037円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（844,320円）及び分配準備積立金（842,489円）より分配対象収益は26,685,846円（1万口当たり81.04円）であり、うち26,337,538円（1万口当たり80円）を分配しております。</p>
<p>第9期（自 平成26年 1月21日 至 平成26年2月20日）</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（47,742,893円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（3,915,535円）及び分配準備積立金（9,786,384円）より分配対象収益は61,444,812円（1万口当たり106.14円）であり、うち52,094,991円（1万口当たり90円）を分配しております。</p>	<p>第15期（自 平成26年 7月23日 至 平成26年 8月20日）</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（22,240,706円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（179,406円）及び分配準備積立金（321,682円）より分配対象収益は22,741,794円（1万口当たり74.85円）であり、うち21,264,682円（1万口当たり70円）を分配しております。</p>
<p>第10期（自 平成26年 2月21日 至 平成26年 3月20日）</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（42,385,812円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（3,507,232円）及び分配準備積立金（4,974,230円）より分配対象収益は50,867,274円（1万口当たり98.51円）であり、うち46,468,424円（1万口当たり90円）を分配しております。</p>	<p>第16期（自 平成26年 8月21日 至 平成26年 9月22日）</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（17,969,020円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（198,478円）及び分配準備積立金（1,111,628円）より分配対象収益は19,279,126円（1万口当たり75.20円）であり、うち17,941,069円（1万口当たり70円）を分配しております。</p>

## （金融商品に関する注記）

## 金融商品の状況に関する事項

区分	<p>第2期特定期間 自 平成25年 9月21日 至 平成26年 3月20日</p>	<p>第3期特定期間 自 平成26年 3月21日 至 平成26年 9月22日</p>
----	--	--

1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2.金融商品の内容及びリスク	当ファンドの投資している金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが投資している有価証券は、投資信託受益証券、親投資信託受益証券であり、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクを有しております。	同左
3.金融商品に係るリスクの管理体制	コンプライアンス・リスク管理部門、運用企画部門において、投資対象の各種リスクのモニタリング、管理等を行い、運用部門への指示、牽制を行っております。 また、社内の委員会において、各種リスクの評価、モニタリング結果の報告を行い、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。 市場リスク 市場の変動率とファンドの基準価額の変動率を継続的に相対比較することやベンチマーク等と比較すること等により分析しております。 信用リスク 組入銘柄の格付やその他発行体情報等を継続的に収集し分析しております。 流動性リスク 市場流動性の状況を把握し、組入銘柄の一定期間における出来高や組入比率等を継続的に測定すること等により分析しております。	同左
4.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	市場価額がない、又は市場価格を時価と見なせない場合には、経営者により合理的に算定された価額で評価する場合があります。	同左

## 金融商品の時価等に関する事項

第2期特定期間末 平成26年 3月20日現在	第3期特定期間末 平成26年 9月22日現在
1.貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2.時価の算定方法	1.貸借対照表計上額、時価及び差額 同左 2.時価の算定方法

投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。	同左
親投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。	
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	

## （関連当事者との取引に関する注記）

	第2期特定期間 自 平成25年 9月21日 至 平成26年 3月20日	第3期特定期間 自 平成26年 3月21日 至 平成26年 9月22日
	該当事項はありません。	同左

## （その他の注記）

## 1 元本の移動

区分	第2期特定期間末 平成26年 3月20日現在	第3期特定期間末 平成26年 9月22日現在
期首元本額	12,386,559,090円	5,163,158,281円
期中追加設定元本額	375,373,023円	215,157,137円
期中一部解約元本額	7,598,773,832円	2,815,305,421円

## 2 有価証券関係

## 売買目的有価証券

種類	第2期特定期間末 平成26年 3月20日現在	第3期特定期間末 平成26年 9月22日現在
	当特定期間の損益に含まれた評価差額 （円）	当特定期間の損益に含まれた評価差額 （円）
投資信託受益証券	96,241,155	47,976,847
親投資信託受益証券	9,928	0
合計	96,251,083	47,976,847

## 3 デリバティブ取引等関係

## 取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

## (4) 【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

該当事項はありません。

## (2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	ブラジリアン・ハイ・ディビデンド・エクイティ・プレミアム・ファンド - Pクラス	24,603,511.25	2,048,734,381	
投資信託受益証券 小計		24,603,511.25	2,048,734,381	
親投資信託受益証券	国内短期公社債マザーファンド	29,874,070	30,136,961	
親投資信託受益証券 小計		29,874,070	30,136,961	
合計		54,477,581.25	2,078,871,342	

(注) 券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 【ブラジル高配当株ファンド（為替フリー・コース）】

## (1) 【貸借対照表】

	第2期特定期間末 平成26年 3月20日現在	第3期特定期間末 平成26年 9月22日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	14,139,929	8,380,951
投資信託受益証券	363,676,589	248,064,855
親投資信託受益証券	10,012,404	2,513,149
未収入金	2,989,479	-
未収利息	17	9
流動資産合計	390,818,418	258,958,964
資産合計	390,818,418	258,958,964
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	1,702,526	1,218,788
未払解約金	789,700	-
未払受託者報酬	9,850	7,883
未払委託者報酬	344,759	275,860
その他未払費用	1,870	1,775
流動負債合計	2,848,705	1,504,306
負債合計	2,848,705	1,504,306
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	486,436,139	270,841,799
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	98,466,426	13,387,141
（分配準備積立金）	213,297	97,584
元本等合計	387,969,713	257,454,658
純資産合計	387,969,713	257,454,658
負債純資産合計	390,818,418	258,958,964

## （２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第2期特定期間 自 平成25年 9月21日 至 平成26年 3月20日	第3期特定期間 自 平成26年 3月21日 至 平成26年 9月22日
<b>営業収益</b>		
受取配当金	17,086,030	7,808,174
受取利息	6,348	3,929
有価証券売買等損益	91,941,718	62,782,736
営業収益合計	74,849,340	70,594,839
<b>営業費用</b>		
受託者報酬	95,785	44,311
委託者報酬	3,352,577	1,550,601
その他費用	20,052	8,583
営業費用合計	3,468,414	1,603,495
営業利益	78,317,754	68,991,344
経常利益	78,317,754	68,991,344
当期純利益	78,317,754	68,991,344
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	13,672,140	17,084,072
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	62,305,276	98,466,426
剰余金増加額又は欠損金減少額	60,152,854	50,639,490
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	60,152,854	50,639,490
剰余金減少額又は欠損金増加額	15,120,637	9,993,683
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	15,120,637	9,993,683
分配金	16,547,753	7,473,794
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	98,466,426	13,387,141

## （ 3 ）【注記表】

（ 重要な会計方針に係る事項に関する注記 ）

区分	第3期特定期間	
	自 平成26年 3月21日 至 平成26年 9月22日	
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券	移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
	親投資信託受益証券	移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金	原則として、投資信託受益証券の収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間に関する事項	当特定期間終了日に該当する日が休業日のため、当特定期間は平成26年 3月21日から平成26年 9月22日までとなっております。

（ 貸借対照表に関する注記 ）

第2期特定期間末 平成26年 3月20日現在		第3期特定期間末 平成26年 9月22日現在	
1. 特定期間末日における受益権の総数	486,436,139口	1. 特定期間末日における受益権の総数	270,841,799口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額	元本の欠損 98,466,426円	2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額	元本の欠損 13,387,141円
3. 特定期間末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 0.7976円 (1万口当たり純資産額) (7,976円)	3. 特定期間末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 0.9506円 (1万口当たり純資産額) (9,506円)

（ 損益及び剰余金計算書に関する注記 ）

区分	第2期特定期間		第3期特定期間	
	自 平成25年 9月21日 至 平成26年 3月20日		自 平成26年 3月21日 至 平成26年 9月22日	

<p>分配金の計算過程</p>	<p>第5期(自平成25年9月21日至平成25年10月21日)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(4,337,729円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に定める収益調整金(713,746円)及び分配準備積立金(2,162,036円)より分配対象収益は7,213,511円(1万口当たり71.68円)であり、うち4,527,968円(1万口当たり45円)を分配しております。</p> <p>第6期(自平成25年10月22日至平成25年11月20日)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(2,810,680円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に定める収益調整金(559,243円)及び分配準備積立金(1,880,972円)より分配対象収益は5,250,895円(1万口当たり67.17円)であり、うち3,517,076円(1万口当たり45円)を分配しております。</p> <p>第7期(自平成25年11月21日至平成25年12月20日)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(1,892,901円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に定める収益調整金(195,433円)及び分配準備積立金(1,469,952円)より分配対象収益は3,558,286円(1万口当たり65.31円)であり、うち2,451,517円(1万口当たり45円)を分配しております。</p> <p>第8期(自平成25年12月21日至平成26年1月20日)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(1,772,561円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に定める収益調整金(255,266円)及び分配準備積立金(927,567円)より分配対象収益は2,955,394円(1万口当たり53.61円)であり、うち2,480,258円(1万口当たり45円)を分配しております。</p> <p>第9期(自平成26年1月21日至平成26年2月20日)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(1,664,953円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に定める収益調整金(258,545円)及び分配準備積立金(250,189円)より分配対象収益は2,173,687円(1万口当たり40.71円)であり、うち1,868,408円(1万口当たり35円)を分配しております。</p>	<p>第11期(自平成26年3月21日至平成26年4月21日)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(1,512,180円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に定める収益調整金(169,628円)及び分配準備積立金(159,354円)より分配対象収益は1,841,162円(1万口当たり53.14円)であり、うち1,558,817円(1万口当たり45円)を分配しております。</p> <p>第12期(自平成26年4月22日至平成26年5月20日)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(1,076,453円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に定める収益調整金(121,309円)及び分配準備積立金(186,656円)より分配対象収益は1,384,418円(1万口当たり55.87円)であり、うち1,114,769円(1万口当たり45円)を分配しております。</p> <p>第13期(自平成26年5月21日至平成26年6月20日)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(995,317円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に定める収益調整金(295,331円)及び分配準備積立金(175,986円)より分配対象収益は1,466,634円(1万口当たり55.79円)であり、うち1,182,443円(1万口当たり45円)を分配しております。</p> <p>第14期(自平成26年6月21日至平成26年7月22日)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(998,585円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に定める収益調整金(30,759円)及び分配準備積立金(302,148円)より分配対象収益は1,331,492円(1万口当たり56.85円)であり、うち1,053,791円(1万口当たり45円)を分配しております。</p> <p>第15期(自平成26年7月23日至平成26年8月20日)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(1,366,423円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に定める収益調整金(121,390円)及び分配準備積立金(242,654円)より分配対象収益は1,730,467円(1万口当たり57.88円)であり、うち1,345,186円(1万口当たり45円)を分配しております。</p>
-----------------	--	--



第10期（自 平成26年 2月21日 至 平成26年 3月20日）	第16期（自 平成26年 8月21日 至 平成26年 9月22日）
<p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（1,873,306円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（238,200円）及び分配準備積立金（42,517円）より分配対象収益は2,154,023円（1万口当たり44.27円）であり、うち1,702,526円（1万口当たり35円）を分配しております。</p>	<p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（1,001,477円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（181,095円）及び分配準備積立金（179,474円）より分配対象収益は1,362,046円（1万口当たり50.28円）であり、うち1,218,788円（1万口当たり45円）を分配しております。</p>

## （金融商品に関する注記）

## 金融商品の状況に関する事項

区分	第2期特定期間 自 平成25年 9月21日 至 平成26年 3月20日	第3期特定期間 自 平成26年 3月21日 至 平成26年 9月22日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドの投資している金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが投資している有価証券は、投資信託受益証券、親投資信託受益証券であり、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクを有しております。	同左

3.金融商品に係るリスクの管理体制	<p>コンプライアンス・リスク管理部門、運用企画部門において、投資対象の各種リスクのモニタリング、管理等を行い、運用部門への指示、牽制を行っております。</p> <p>また、社内の委員会において、各種リスクの評価、モニタリング結果の報告を行い、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。</p> <p>市場リスク 市場の変動率とファンドの基準価額の変動率を継続的に相対比較することやベンチマーク等と比較すること等により分析しております。</p> <p>信用リスク 組入銘柄の格付やその他発行体情報等を継続的に収集し分析しております。</p> <p>流動性リスク 市場流動性の状況を把握し、組入銘柄の一定期間における出来高や組入比率等を継続的に測定すること等により分析しております。</p>	同左
4.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	市場価額がない、又は市場価格を時価と見なせない場合には、経営者により合理的に算定された価額で評価する場合があります。	同左

## 金融商品の時価等に関する事項

第2期特定期間末 平成26年 3月20日現在	第3期特定期間末 平成26年 9月22日現在
<p>1.貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。</p> <p>2.時価の算定方法 投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 親投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>1.貸借対照表計上額、時価及び差額 同左</p> <p>2.時価の算定方法 同左</p>

(関連当事者との取引に関する注記)

	第2期特定期間 自 平成25年 9月21日 至 平成26年 3月20日	第3期特定期間 自 平成26年 3月21日 至 平成26年 9月22日
	該当事項はありません。	同左

（その他の注記）

1 元本の移動

区分	第2期特定期間末 平成26年 3月20日現在	第3期特定期間末 平成26年 9月22日現在
期首元本額	1,011,353,496円	486,436,139円
期中追加設定元本額	113,469,911円	214,634,866円
期中一部解約元本額	638,387,268円	430,229,206円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第2期特定期間末 平成26年 3月20日現在	第3期特定期間末 平成26年 9月22日現在
	当特定期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当特定期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	16,266,094	3,599,078
親投資信託受益証券	993	0
合計	16,267,087	3,599,078

3 デリバティブ取引等関係

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

（単位：円）

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	ブラジリアン・ハイ・ディビデンド・エクイティ・プレミアム・ファンド - Jクラス	2,618,347.45	248,064,855	
投資信託受益証券 小計		2,618,347.45	248,064,855	
親投資信託受益証券	国内短期公社債マザーファンド	2,491,227	2,513,149	
親投資信託受益証券 小計		2,491,227	2,513,149	
合計		5,109,574.45	250,578,004	

(注) 券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

### (参考)

ブラジル高配当株ファンドの各コースは、「ブラジリアン・ハイ・ディビデンド・エクイティ・プレミアム・ファンド - Pクラス」、「ブラジリアン・ハイ・ディビデンド・エクイティ・プレミアム・ファンド - Jクラス」各受益証券をそれぞれ主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は、これら受益証券であります。

また、ブラジル高配当株ファンドの各コースは、「国内短期公社債マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。

各ファンドの状況は次の通りであります。

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

「ブラジリアン・ハイ・ディビデンド・エクイティ・プレミアム・ファンド - Pクラス」及び「ブラジリアン・ハイ・ディビデンド・エクイティ・プレミアム・ファンド - Jクラス」は、「ブラジリアン・ハイ・ディビデンド・エクイティ・プレミアム・ファンド」の個別クラスとなっております。

「ブラジリアン・ハイ・ディビデンド・エクイティ・プレミアム・ファンド」はケイマンの法律に基づき設立された円建外国証券投資信託であります。同ファンドの平成26年4月30日現在の財務書類は、国際財務報告基準に従い作成されており、独立監査人の監査を受けております。

同ファンドの「貸借対照表」、「包括利益計算書」、「償還可能受益証券の保有者に帰属する純資産変動計算書」、「キャッシュ・フロー計算書」及び「財務書類に対する注記」は、同ファンドの副管理事務代行会社であるザ バンク オブ ニューヨーク メロン シンガポール支店から入手した財務書類の原文の一部を翻訳・抜

粹したものであります。

( 1 ) 貸借対照表

2014年4月30日現在

	注記	合計 円
資産の部		
現金および現金同等物		60,000,000
担保付スワップ投資 (公正価値)(取得価格:4,532,009,544円)	4, 5	3,642,947,361
未収手数料収入		4,114,152
未決済営業債権		48,500,000
資産合計		<u>3,755,561,513</u>
負債の部		
未払償還金		108,500,000
未払報酬代行会社報酬		4,114,152
負債合計		<u>112,614,152</u>
純資産合計		<u>3,642,947,361</u>
内訳:		
償還可能受益証券の保有者に帰属する純資産		<u>3,642,947,361</u>

純資産(帰属先別)	Jクラス受益証券		245,960,132
	Pクラス受益証券		3,396,987,229
発行済受益証券:	Jクラス受益証券	8	2,798,186.56
	Pクラス受益証券	8	42,750,265.64
受益証券1口当たり純 資産額:	Jクラス受益証券		87.899
	Pクラス受益証券		79.461

添付の注記は、本財務書類の不可分の一部である。

( 2 ) 包括利益計算書

2013年3月7日(設立日)から2014年4月30日まで

	注記	合計 円
手数料収入	7, 9	1,429,699,874
担保付スワップ投資純損失	6, 9	(2,106,552,639)
投資純損失		<u>(676,852,765)</u>

運用費用	7, 9	49,857,553
運用費用計		49,857,553
償還可能受益証券の保有者に帰属する純資産の変動額 （分配前）		(726,710,318)
償還可能受益証券の保有者に対する分配金	8	(1,379,842,321)
償還可能受益証券の保有者に帰属する純資産の変動額		(2,106,552,639)

添付の注記は、本財務書類の不可分の一部である。

（３）償還可能受益証券の保有者に帰属する純資産変動計算書  
2013年3月7日（設立日）から2014年4月30日まで

	注記	合計 円
償還可能受益証券の発行		18,083,000,000
償還可能受益証券の償還		(12,333,500,000)
償還可能受益証券の保有者に帰属する純資産の変動額		(2,106,552,639)
2014年4月30日現在の残高		3,642,947,361

添付の注記は、本財務書類の不可分の一部である。

（４）キャッシュ・フロー計算書  
2013年3月7日（設立日）から2014年4月30日まで

	合計 円
営業活動	
償還可能受益証券の保有者に帰属する純資産の変動額 （分配前）	(726,710,318)
投資の取得による支出	(18,083,000,000)
投資の売却による収入（１）	12,290,642,864
非資金項目の調整：	
担保付スワップ純損失	2,106,552,639
非資金営業債権・債務の純変動額：	
未決済営業債権	(48,500,000)
未収手数料収入	(4,114,152)
未払報酬代行会社報酬	4,114,152
営業活動によるキャッシュ・フロー	(4,461,014,815)
財務活動	
償還可能受益証券の発行による収入	18,083,000,000
償還可能受益証券の償還による支出（１）	(12,182,142,864)
償還可能受益証券の保有者に対する支払分配金（２）	(1,379,842,321)
財務活動によるキャッシュ・フロー	4,521,014,815

現金および現金同等物期首残高	-
現金および現金同等物の当期増加額	60,000,000
現金および現金同等物期末残高	60,000,000

(1) 投資の売却による収入および償還可能受益証券の償還による支出は、注記6および8で詳述するように、償還報酬42,857,136円控除後の金額である。

(2) 償還可能受益証券の保有者に対する支払分配金は、受益証券保有者の利益のため受益証券に再投資された。

添付の注記は、本財務書類の不可分の一部である。

#### (5) 財務書類に対する注記

2013年3月7日（設立日）から2014年4月30日まで

##### 1 本籍地および活動

ブラジリアン・ハイ・ディビデンド・エクイティ・プレミアム・ファンド（適格機関投資家限定）（以下、「当投資信託」という。）は、クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン）II（以下、「当マスター・トラスト」という。）のサブ・トラストである。当マスター・トラストは、ケイマン諸島の信託法第74節のもとに2007年11月9日に登録、およびケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法のもとに2007年11月15日に登録された免除ユニット・トラストである。当投資信託は2013年3月7日に設立され、2013年3月28日に営業を開始した。登録事務所の住所はP.O. Box 31371, Camana Bay, 72 Market Street, Cassia Court, 2nd Floor Suite 2204, Grand Cayman, KY1-1206, Cayman Islandsである。

当投資信託の投資目的は、受益証券の募集によるすべての受取額を、クレディ・スイス・インターナショナル（以下、「担保付スワップの取引相手」という。）が発行する担保付スワップ（以下、「担保付スワップ」という。）へ投資することにより、Jクラス受益証券の受益証券保有者にはCSブラジリアン・ハイ・ディビデンド・エクイティ戦略指数（Jクラス戦略指数）へのエクスポージャーを、Pクラス受益証券の保有者にはCSブラジリアン・ハイ・ディビデンド・エクイティ・プレミアム戦略指数（Pクラス戦略指数）へのエクスポージャーを提供することにある。Jクラス戦略指数は、ブラジルの1つまたは複数の取引所に上場する高配当利回りの株式銘柄から構成される流動的なポートフォリオに投資することにより、中長期的なキャピタル・ゲインおよび安定収入の獲得を目指す。加えて、Pクラス受益証券の場合に限り、ブラジル・リアル/日本円相場にリンクしたヨーロッパ・タイプのコール・オプションを名目上売却する売買戦略の実施によりリターンの増加を目指す。

当戦略は担保付スワップ取引において、各クラスの受益証券に対する1口当たりの一定の名目利益額を月次クーポン（以下、「月次クーポン」という。）の形で、当投資信託に毎月支払う。

当投資信託の投資活動は、ケイマン諸島の会社法（改正後）のもとに設立された会社である、クレディ・スイス・マネジメント（ケイマン）リミテッド（以下、「管理会社」という。）が管理する。また、クレディ・スイス・インターナショナルは、財務顧問会社および算定代行会社（以下、「財務顧問会社」および「算定代行会社」という。）として、当投資信託に業務を提供する他、受託会社報酬、副管理事務代行会社報酬、保管報酬、分配報酬、監査報酬および通常の業務を行う上で発生するその他の費用など、当投資信託に継続的に発生する特定の運用上のコストおよび費用の支払に対する責任も負う（以下、「報酬代行会社」という。）。

当投資信託の受託会社および管理事務代行会社はBNY メロン ファンド マネジメント（ケイマン）リミテッド（以下、「受託会社」という。）であり、ザ バンク オブ ニューヨーク メロン シンガポール支店が副管理事務代行会社を務める。

本文中の純資産に関するすべての記述は、別途記載がない限り、償還可能受益証券の保有者に帰属する純資産を意味する。

##### 2 作成基準

本財務書類は国際財務報告基準（以下、「IFRS」という。）に準拠して作成されている。

##### (a) 測定の基礎

本財務書類は取得原価主義に基づき作成しているが、例外として、純損益を通じて公正価値で測定する金融

商品は公正価値で測定している。

(b) 機能通貨および表示通貨

本財務書類の機能通貨および表示通貨は、日本円（以下、「円」という。）であり、ケイマン諸島の現地通貨ではない。これは、当投資信託の受益証券の発行および償還は日本円で実施され、当投資信託の営業は主に日本円で遂行されるという事実を反映している。

(c) 見積りおよび判断の使用

IFRSに準拠した財務書類の作成は、当投資信託の経営者に対して、会計方針の適用ならびに資産、負債、収益および費用の計上額に影響を与える判断、見積りおよび仮定を行うことを求める。実際の業績はそれらの見積りとは異なる可能性がある。

見積りおよび基礎となる仮定は継続的に見直す。会計上の見積りの修正は、当該修正が当該修正の期間だけに影響を与える場合にはその期間において、当該修正が現在および将来の期間の両方に影響を与える場合にはその期間および将来の期間において認識する。

見積りの不確実性のうち重要なもの、および当投資信託の財務書類に認識する額に最も重要な影響を与える会計方針の適用における重要な判断に関する情報は、注記4および5に詳述する。

(d) 未適用の新基準および解釈

いくつかの新基準や、基準および解釈の修正が2013年3月7日（設立日）以降に開始する各年度に発効されているが、本財務書類の作成または開示には適用されていない。それらはいずれも、当投資信託の財務書類において認識する金額の測定に重要な影響を及ぼすとは思われない。

IFRS第9号「金融商品」およびIFRS第7号「金融商品：開示」（以下、「IFRS第7号」という）の最近の改訂により、企業がIFRS第9号を初度適用するにあたって過年度残高を修正表示する際の移行措置が修正される。IFRS第7号の変更により、企業が認識した金融資産および金融負債に関連する相殺またはその他ネットティング契約の潜在的な影響に関する追加の開示が導入される。

- ・ IFRS第9号（2009年）により金融資産の分類および測定に対する新たな要求事項が導入された。IFRS第9号（2010年）により金融負債に関して追加の要求事項が導入された。

IFRS第9号（2009年）の要求事項は、金融資産に関して、IAS第39号の既存の要求事項からの重要な変更を意味している。同基準の金融資産に対する主な測定分類には、償却原価および公正価値の2つがある。金融資産は、契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて資産が保有されており、金融資産の契約条件により、元本および元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる場合、償却原価で測定される。それ以外の金融資産はすべて公正価値で測定される。本基準では、満期保有目的、売却可能ならびに貸付金および債権という既存のIAS第39号の分類を削除した。売買を目的としない資本性金融商品への投資について、本基準では、かかる投資により生じたすべての公正価値の変動をその他の包括利益（OCI）に表示するという取消不能の選択を当初認識時に個々の株式毎に行うことを認めている。OCIに認識した額を後日純損益に振り替えることはできない。ただし、かかる投資に関する配当は、投資原価の部分的な回収を明確に表している場合を除き、OCIではなく純損益に認識する。資本性金融商品への投資に関する公正価値の変動をOCIに表示することを企業が選択しない場合、当該投資は公正価値で測定し、公正価値の変動は純損益に認識することになる。本基準は、本基準の適用範囲内の金融資産を主契約とする契約に組み込まれたデリバティブを分離せず、償却原価と公正価値のどちらで測定すべきか、当該混交金融商品を全体として評価することを求めている。

IFRS第9号（2010年）は、公正価値の選択肢のもとで負債の信用リスクに起因する公正価値の変動を概して純損益ではなくOCIに表示すると指定した金融負債に関する新たな要求事項を導入している。IFRS第9号（2010年）は、この変更の他は、金融負債の分類および測定に係る指針をIAS第39号から実質的に変更することなく引き継いでいる。IFRS第9号（2013年）は、ヘッジ会計をより緊密にリスク管理に整合させるヘッジ会計に対する新たな要求事項を導入している。

IFRS第9号は、当投資信託の測定基礎、財政状態または業績に重要な影響を及ぼすとは思われない。これは当投資信託が、金融資産および金融負債を引き続き純損益を通じて公正価値で測定するものとして分類すると見込まれるためである。IFRS第9号は早期適用が認められているが、当投資信託はそれを行う意図はない。IFRS第9号は2018年1月1日以降に開始する年度に発効する。

- ・ IAS第32号「金融商品：表示」は、「相殺する法的に強制力のある権利を現在有している」という文言の意



味、実現および決済の同時実行、担保金額の相殺および相殺規定の適用における会計単位を取り上げている。IFRS第7号の開示規定に対する修正では、IAS第32号に従って相殺されるすべての認識された金融商品に関する情報を要求している。当該修正はまた、強制力のあるマスター・ネットリング契約および類似の契約の対象となっている認識された金融商品について、IAS第32号に従って相殺されない場合でも、当該金融商品に関する情報の開示を求めている。IAS第32号に対する修正は2014年1月1日以後に開始する年度までは発効しない。

### 3 重要な会計方針

2013年3月7日（設立日）から2014年4月30日までの期間において、当投資信託が一貫して適用した重要な会計方針は以下の通りである。

#### (a) 金融資産および金融負債

##### (i) 分類

当投資信託は、担保付スワップ投資を、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に区分している。貸付金および債権に区分する金融資産には、現金および現金同等物、未収利息および未決済営業債権が含まれる。貸付金および債権は、現在の市場では取引されない固定的または確定的な支払を伴うデリバティブ以外の金融資産である。償却原価で計上される金融負債には、未払償還金、未払報酬代行会社報酬が含まれる。

##### (ii) 認識

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産は、当投資信託が当該金融商品の契約条項の当事者となる約定日に当初認識する。その他の金融資産および負債は組成された日に認識する。この日以降、資産または負債の公正価値の変動から生じる損益を認識する。

当事者の一方が履行済である場合、または契約がIAS第39号の範囲から除外されないデリバティブ契約である場合を除き、金融負債は認識しない。

##### (iii) 測定

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債は、公正価値で当初測定し、取引コストは包括利益計算書に認識する。純損益を通じて公正価値で測定しない金融資産または金融負債は、取得または発行に直接的に帰する取引コストを公正価値に加算して当初測定する。

当初認識の後、純損益を通じて公正価値で測定すると分類されたすべての金融資産および負債は公正価値で測定し、公正価値の変動は包括利益計算書に認識する。

純損益を通じて公正価値で測定するもの以外の金融資産および負債は、実効金利法を用いて償却原価（減損が生じている場合には減損損失を控除した額）で計上する。この金額は、これらの金融商品が短期または即時の性質を持つことから、公正価値に近似するとみなされる。

「公正価値」とは、測定日時点で当投資信託が利用可能である主要な市場、またはそれが存在しない場合、最も有利な市場において、測定日時点で市場参加者間の秩序ある取引において、資産を売却するために受け取るであろう価格または負債を移転するために支払うであろう価格を意味する。負債の公正価値は不履行リスクを反映する。

当投資信託は、金融商品の活発な市場における相場価格が利用可能な場合は、これを用いて当該金融商品の公正価値を測定する。相場価格が容易かつ定期的に利用可能で、実際に定期的な市場取引が公正に行われている場合、市場は活発であるとみなされる。金融商品に対する市場が活発でない場合、当投資信託は評価技法を用いて公正価値を確定する。評価技法には、知識のある自発的な当事者間の最近の公正取引の利用（存在する場合）、実質的に同一である他の金融商品の現在の公正価値の参照、およびその他の価格算定モデルが含まれる。

これらの選択された評価技法は、市場インプットを最大限活用し、当投資信託固有の見積りに可能な限り依拠せず、価格設定において市場参加者が考慮したであろうすべての要素を取り入れており、金融商品の価格算定法として広く受入れられている経済学的方法論と整合的である。評価技法に用いられるインプットは、当該金融商品に固有のリスク対リターンの変動に関する市場の予測および測定を合理的に象徴している。当投資信託は、評価技法を調整し、同じ金融商品の観察可能な現在の市場取引における価格を用いて、またはその他の入手できる観察可能な市場データに基づき、評価技法の有効性をテストする。

実現した投資売却損益は、加重平均原価法を用いて算定する。未実現損益は、報告期間の期首における金融商品の帳簿価額または購入時の取引価格と、報告期間末における帳簿価額の差額を表している。実現および未実現の投資損益は、包括利益計算書に計上する。

(iv) 担保付スワップ投資

担保付スワップ投資は公正価値で計上する。担保付スワップの公正価値は以下によって変動する。

- ・当戦略が名目上保有するブラジル株式の公正価値
- ・当戦略が保有するすべてのブラジル株式のために名目上売却する、ブラジル株式にリンクしたコール・オプションおよび/または通貨にリンクしたコール・オプションの公正価値
- ・株式を対象とするコール・オプション/通貨を対象とするコール・オプションの売却から名目上受け取るオプション・プレミアム
- ・当戦略が名目上保有する現金の価値

(v) 認識の中止

当投資信託は、金融資産から生じるキャッシュ・フローに対する契約上の権利が失効する、あるいは金融資産を移転し、当該移転がIAS第39号の要求事項に準拠して認識の中止の要件を満たす場合、金融資産の認識を中止する。

当投資信託は、金融負債の契約上の義務が免責、取消し、または失効となった場合、金融負債の認識を中止する。

(b) 現金および現金同等物

現金および現金同等物には、国際的な金融機関が保有する当座預金に預けられた当初の満期日が3ヶ月以内の金額が含まれる。

(c) 金融商品の相殺

金融資産および負債は、当投資信託が、認識した金額を相殺する法的権利を有し、純額で決済するか、資産の実現と負債の決済を同時に実行する意図がある場合に限り、貸借対照表において相殺し、純額を表示する。

(d) 未決済営業債権 / 債務

未決済営業債権 / 債務とは、売買済の投資であるが、貸借対照表日現在において未決済の未収金 / 未払金である。

(e) 手数料収入

手数料収入は、注記7で詳述されている、担保付スワップの取引相手と契約した担保付スワップの条件に沿って、発生時に包括利益計算書に認識する。

(f) 未払償還金

未払償還金とは、償還受益証券に係る未払金であって、貸借対照表日現在で当投資信託が決済していない未払金である。

(g) 分配金

適格受益証券保有者に対する分配金は、発生主義に基づき包括利益計算書に認識する。

(h) 費用

すべての運用費用は、発生主義に基づき包括利益計算書に認識する。

(i) 償還可能受益証券の保有者に帰属する純資産

受託会社は、マスター・トラスト証書および補足情報覚書の条項に基づき、当投資信託の受益証券保有者のための信託資金において当投資信託の資産を保有している。当投資信託は、発行した金融商品を、その契約条件の実質に応じて、金融負債または資本性金融商品に区分する。当投資信託の発行済償還可能受益証券には、Jクラス受益証券とPクラス受益証券の2クラスがある。

これらのクラスは、当投資信託の金融商品の中で最劣後クラスである。受益証券は、すべての重要な点において同順位であり、純資産の比例割合を算定する参照資産が異なる点を除き、同一の条件を有する。償還可能

受益証券は、該当クラスの担保付スワップ受益証券の純資産額持分に比例した価格で現金償還を求める権利を、受益証券保有者に付与する。当投資信託の解散の場合も同様である。

各クラスの金融商品が異なる特徴を持つため、当投資信託の償還可能受益証券は金融負債に分類される。

#### (j) 1口当たり純資産額

1口当たり純資産額は、マスター・トラスト証書に従って、各クラスの償還可能受益証券の保有者に帰属する当投資信託の純資産を各クラスの発行済受益証券数で割ることにより算定する。

#### (k) 課税

当投資信託は、ケイマン諸島における収益、利益およびキャピタル・ゲインに係る税金の支払を免除されている。当投資信託は、当マスター・トラストの設立日から50年にわたり、現地における収益、利益および資本に係る税金をすべて免除される保証を、ケイマン諸島政府総督から受けている。そのため、本財務書類には法人所得税に関する引当金が含まれない。

### 4 財務リスク管理

当投資信託の投資ポートフォリオは、担保付スワップから成り立つ。当該ポートフォリオは、当投資信託の投資活動によって、投資の対象となる金融商品および市場に関連する様々な種類のリスクにさらされる。当投資信託がさらされている最も重要な財務リスクは、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクである。貸借対照表日現在において未決済の金融商品の性質および程度ならびに当投資信託が採用するリスク管理方針について以下に詳述する。

#### (a) 市場リスク

市場リスクには損益両方の可能性があり、価格リスク、通貨リスク、金利リスクが含まれる。

投資リスク管理についての当投資信託の戦略は、投資目的により決定されている。当投資信託は、受益証券保有者に対して、受益証券の募集から受け取るすべての代金を担保付スワップに投資する戦略へのエクスポージャーを与えることを目標としている。管理会社は、定期的に取り締役会との会議を開催し、財務顧問会社としての立場から担保付スワップの取引相手の投資管理およびコンプライアンスのモニタリング状況について報告する。

財務顧問会社は、当投資信託の投資目的および戦略に従って当投資信託の投資を管理し、当投資信託の資産が当投資信託の投資制限に反して使用または投資されるのを防止するための必要かつ経済的に合理的な措置が確実に取られるようにする。財務顧問会社は、社内で作成され定期的に更新される投資ガイドラインに沿って、投資管理活動を実施する。財務顧問会社は、投資管理上の意思決定または通常の営業過程外の出来事や状況を受けて必要とされるその他の投資管理活動について、受託会社に助言を行う。

#### (i) 価格リスク

価格リスクとは、当戦略に固有の要因から生じるものであれ、市場で売買されるすべての金融商品に影響を与える要因から生じるものであれ、市場価格の変動の結果として投資の価値が増減するリスクをいう。

当投資信託の投資は公正価値で計上されており、公正価値の変動は包括利益計算書に認識されるため、市況のすべての変化は、償還可能受益証券の保有者に帰属する純資産および包括利益合計に直接的に影響する。2014年4月30日時点の市場価格が1%上昇したと仮定すると、償還可能受益証券の保有者に帰属する純資産は36,429,474円増加することになる。1%下落と仮定すると、同純資産は同額が減少することになる。

#### (ii) 金利リスク

当投資信託には、市場金利の実勢水準の変動の影響による公正価値金利リスクに対する重要なエクスポージャーにはさらされない。

#### (iii) 通貨リスク

当投資信託の金融資産および負債は円建である。そのため、当投資信託は、金融資産および負債に関する外国為替相場の実勢水準の直接的な変動によるリスクを受けないが、戦略レベルで間接的なエクスポージャーにさらされている。Jクラス戦略は、通貨ヘッジ取引を利用せず、通貨に対するコール・オプションも実施しないが、ブラジルの有価証券は原則としてブラジルレアル建であるため、Jクラス受益証券の保有者は、選定された投資銘柄に関して、ブラジルレアルの対円での値動きに対して完全なエクスポージャーを有する。Pクラス受益証券については、通貨に対するコール・オプションは、ブラジルレアル/日本円相場で名

目上は売却されるため、当該クラスの受益証券投資者は、ブラジルレアルの対円での下落の可能性に対するエクスポージャーを有する一方、ブラジルレアルの対円での上昇は、該当する名目上売却されるコール・オプションの行使価格を上限とする。そのため、ブラジルレアル相場が対円で上昇した場合、Pクラス戦略指数はJクラス戦略指数をアンダーパフォームすることがある。

#### (b) 信用リスク

信用リスクは、当投資信託と締結した債務または義務を金融商品の相手方が履行できないリスクである。当投資信託は、相手方へのエクスポージャーに関連させて個々に集中リスクを決定している。貸借対照表日において、純資産全体は担保付スワップの取引相手が保有している。

担保付スワップの取引相手は、受益証券保有者の利益のため当投資信託に担保を供しており、担保付スワップの取引相手が担保付スワップに基づく支払およびその他義務を履行しなかった場合、当投資信託はかかる担保を利用する。ただし、現金化される担保の価値が、担保付スワップにおける担保付スワップの取引相手の支払義務を満たすのに足るとの保証はない。

担保付スワップに対する担保として保有する金融資産の公正価値は、当投資信託の担保付スワップ投資の公正価値を上回る。担保の価値が予め定められた保全範囲を下回る水準に下落した場合、担保付スワップの取引相手は契約により追加担保を差し入れる必要がある。2014年4月30日時点における当投資信託の担保価値は4,205,439,188円であった。

金融資産の帳簿価額は、貸借対照表日現在の信用リスクに対する総最大エクスポージャーを最も適切に表す（担保の正味実現価格は考慮しない）。信用リスクは、信頼できる金融機関および相手方と取引することで軽減することが可能である。当投資信託は、かかる当事者の信用の質および財政状態のモニタリングにより、信用リスクを監視している。

#### (c) 流動性リスク

当投資信託の規約は、受益証券の日次解約を定めているため、償還額をまかなうのに十分な投資を売却できない場合でも常に受益証券保有者の償還に応じるという流動性リスクにさらされている。

当投資信託の投資は、組織的な市場では売買されておらず、流動性に欠ける可能性がある。そのため、当投資信託は、流動性の要求を満たす公正価値に近似した金額でそうした金融商品への投資を速やかに現金化できないおそれがある。

金融負債は1か月未満の残存契約満期を有する。

#### (d) その他のリスク

担保付スワップは毎月、各クラスの受益証券に対して、1口当たり特定の利益額（以下、「月次クーポン」という。）を支払う。算定代行会社は、単独裁量において、この金額を月毎に増減させる裁量を有する。発生する利益が目標利益に達する保証はなく、達しない場合、月次クーポンは、担保付スワップの部分的な終了により全額または一部が支払われる、あるいはその代わり、月次クーポンをゼロとすることがある。さらに、当戦略が利益を上げていない場合、受益証券の償還にあたって受益証券保有者に払い戻される償還額は、受益証券保有者の当初投資額を下回る可能性がある。

### 戦略パフォーマンス・リスク

Jクラス戦略は、通貨ヘッジ取引を利用せず、通貨に対するコール・オプションも実施しない。また、ブラジル有価証券は原則としてブラジルレアル建のため、Jクラス受益証券の保有者は、選定銘柄への投資に関して、ブラジルレアル/日本円相場の値動きに対する完全なエクスポージャーを持つ。

Pクラス受益証券の場合、Pクラス戦略指数は、各指数の再構成日のブラジルレアル/日本円相場でヨーロッパ・タイプのコール・オプションを名目上売却する。通貨を対象とするコール・オプションの行使価格を超えてブラジルレアルが上昇する場合、Pクラス受益証券の保有者がブラジルレアル高から享受する利益はJクラス受益証券の保有者よりも少なくなる。したがって、ブラジルレアルが円に対して上昇する局面では、Pクラス戦略指数はJクラス戦略指数をアンダーパフォームすることになる。Pクラス戦略指数は、選定銘柄への直接的な投資をアンダーパフォームする場合がある。選定銘柄への投資は、原則としてすべてブラジルレアル建であるため、Pクラス受益証券の保有者は対円でのブラジルレアル安にさらされる。

### 担保付スワップにおける無収益

受益証券のリターンは、とりわけ担保付スワップのパフォーマンスに左右される。受益証券保有者が、受益証券への投資によって、担保付スワップや担保付スワップにリンクされた原資産の直接的な収益を与えられることはなく、担保付スワップの取引相手の行為や担保付スワップにリンクされた原資産、担保付スワップの取引相手へのサービス提供者を支配する権利も与えられることはない。担保付スワップの取引相手または第三者が、担保付スワップに基づく債務を(全体的にせよ部分的にせよ)相殺するため、当戦略指数を構成する原資産に対して(直接的または間接的に)収益を有する可能性はあるが、そのような人物がかかる収益を持たなくてはならないとする規定またはかかる収益の規模に関する規定は存在しない。

## 5 公正価値測定

当投資信託は、公正価値ヒエラルキーを使って公正価値測定を区分しており、これには測定に用いられるインプットの重要性が反映される。公正価値ヒエラルキーには以下のレベルがある。

- ・活発な市場における同一の資産または負債についての(未調整の)相場価格(レベル1)。
- ・当該資産または負債についての直接的(価格)または間接的(価格から導き出される)に観察可能な、レベル1に含まれる相場価格以外のインプット(レベル2)。
- ・当該資産または負債についての観察可能な市場データに基づいていないインプット(観察不能なインプット)(レベル3)。

公正価値測定が全体として区分される公正価値ヒエラルキーのレベルは、その公正価値測定の全体にとって重要な最も低いレベルのインプットに基づいて決定される。この目的上、インプットの重要性は、その公正価値測定の全体に対して評価される。公正価値測定において、観察不能なインプットに基づく重要な調整を要する観察可能なインプットを利用する場合には、その測定はレベル3の測定である。公正価値測定の全体にとっての特定のインプットの重要性の評価は、当該資産または負債に固有の要素を考慮した上で判断される必要がある。

何が「観察可能」であるかの決定には、当投資信託による重要な判断が求められる。当投資信託は、容易に入手可能な、定期的に頒布または更新される、信頼できかつ検証可能な、独占的でない、関連する市場に積極的に関わっている独立した情報源によって提供される市場データを、観察可能なデータとみなしている。

### 公正価値で測定する金融商品

以下の表では、2014年4月30日現在の公正価値で測定された金融商品について、当該公正価値の測定値が区分された公正価値ヒエラルキーのレベル毎に分析する。

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
2014年4月30日	円	円	円	円
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
担保付スワップ投資	-	3,642,947,361	-	3,642,947,361
	-	3,642,947,361	-	3,642,947,361

担保付スワップ投資は、注記3(a)(iv)で詳述した方針に従って評価されている。観察可能な市場インプットに基づき担保付スワップの公正価値を測定するのに利用できる情報が十分に存在する。ただし、見積りの評価額が近い将来に最終的に実現されるかもしれない金額と著しく異なり、差額が重要となり得る可能性もある。

2013年3月7日(設立日)から2014年4月30日までの期間に3つのレベル間の振替はなかった。

2014年4月30日現在、当投資信託は以下の担保付スワップ投資を保有している。

	取得原価	市場価格
	円	円
Jクラス受益証券	276,152,017	245,960,132
Pクラス受益証券	4,255,857,527	3,396,987,229
	4,532,009,544	3,642,947,361

## 公正価値で測定しない金融商品

純損益を通じて公正価値で測定しない金融商品は、帳簿価額が公正価値に近似する短期の金融資産および金融負債である。以下の表では、公正価値で測定しない金融商品の公正価値を示しており、各公正価値の測定値が区分された公正価値ヒエラルキーのレベル毎に分析している。

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
2014年4月30日	円	円	円	円
<b>金融資産</b>				
現金および現金同等物	60,000,000	-	-	60,000,000
未決済営業債権	-	48,500,000	-	48,500,000
未収利息	-	4,114,152	-	4,114,152
	60,000,000	52,614,152	-	112,614,152
<b>金融負債</b>				
未払償還金	-	108,500,000	-	108,500,000
未払報酬代行会社報酬	-	4,114,152	-	4,114,152
	-	112,614,152	-	112,614,152

## 6 担保付スワップ投資純損失

担保付スワップ投資純損失は以下から構成される。

2014年4月30日

円

実現投資純損失	(1,217,490,456)
未実現投資純損失	(889,062,183)
投資純損失	(2,106,552,639)

任意の償還日における複数の担保付スワップの受益証券の償還に関して、担保付スワップの取引相手は、償還日の後、合理的に実行可能な限り速やかに、以下の通り算定される償還に関する金額を受託会社に支払わなくてはならない。

$(\text{スワップの価値} / \text{現在のスワップの名目額}) \times \text{償還されるスワップの名目額}$

ここで、

「スワップの価値」とは、償還日時点の財務助言および算定代行人契約に基づき算定代行会社が提供する当該取引の時価評価額を意味する。

「現在のスワップの名目額」とは、償還日現在の名目元本を意味する。

「償還されるスワップの名目額」とは、償還される受益証券数と当初発行価額の積を意味する。

受託会社は、かかる償還に関して、手仕舞い報酬を投資信託の償還額から差し引き、管理会社に支払うよう、担保付スワップの取引相手に権限および指示を与える。この担保付スワップの取引相手から管理会社への支払により、担保付スワップの取引相手は本取引のもとでの受託会社への支払義務を、受託会社はマスター・トラスト証書に従った管理会社への償還報酬の支払義務を履行することになる。

任意の償還日の受益証券の償還に関する手仕舞い報酬は、償還額の0.35%相当である。

## 7 手数料収入

手数料収入は、月次クーポン、報酬クーポン、コスト・クーポンから構成される。

担保付スワップの取引相手は、担保付スワップのもとで、当戦略と関連する当投資信託に対して月次クーポンを支払うことで合意している。月次クーポンは4つの要素から算定される。

- (i) 当戦略指数が参照する選定銘柄への投資により名目上支払われる正味分配金
- (ii) Pクラスの担保付スワップの場合に限り、通貨を対象とするコール・オプションの売却から名目上受け取るオプション・プレミアム
- (iii) (i) および(ii)において名目上受け取る現金から名目上発生する利息（対応する変動金額支払日に名目上の支払が行われるまで）
- (iv) 関連するクラスの受益証券に帰属する投資元本

報酬クーポンは、直前の予定取引日における純資産額の年率0.40%で支払われる。

コスト・クーポンは、直前の予定取引日における純資産額の年率（コスト・レート+ 投資顧問報酬）で支払われる。コスト・レートとは、最大年95,000米ドルを超えない副管理事務代行報酬額、および受託会社報酬額を考慮して算定代行会社によって決定される料率を意味する。

## 8 償還可能受益証券の保有者に帰属する純資産

発行および全額払込済の受益証券の口数の増減は以下の通りである。

	2014年4月30日		
	Jクラス (口数)	Pクラス (口数)	合計 (口数)
発行済および全額払込済：			
償還可能受益証券の発行	18,716,686.74	162,703,393.31	181,420,080.05
償還可能受益証券の償還	(15,918,500.18)	(119,953,127.67)	(135,871,627.85)
2014年4月30日現在の残高	2,798,186.56	42,750,265.64	45,548,452.20

受益証券保有者は償還日に管理会社に償還請求することができる。償還日は、ブラジル、ニューヨークおよび東京における営業日でもある各取引日または管理会社が独自に決定するその他の日である。償還価格は、該当するクラスの受益証券の該当する償還日時点の1口当たり純資産額から、償還報酬がある場合には償還報酬を差し引いた金額である。

償還報酬は、該当する償還を実施する受益証券保有者により管理会社へと支払われ、該当する償還日直前の取引日に算定された該当するクラスの受益証券の1口当たり純資産額の0.35%を基礎として算定される。償還報酬は、償還を実施する受益証券保有者に支払われる償還額から差し引かれ、管理会社に支払われる。

受託会社を任命または解任する、当投資信託の明記法において別の管轄権への変更を承認する、当投資信託証書への特定の修正を承認するといった一定の状況において、受益証券保有者の決議が求められることがある。かかる場合、投票または書面での同意のいずれかによって受益証券保有者の決議が可決される。

## 分配金

適格受益証券保有者は、当投資信託によって宣言され、支払われるすべての分配金を受領する権利を有する。当投資信託の現在の方針によると、各分配宣言日における各クラスの受益証券に関して、各分配金支払日に、各クラスの月次クーポンに相当する額（分配に関連する税金を控除後）の月次分配金が支払われる。算定代行会社は、月次クーポンの額を増減させる裁量を有する。算定代行会社が名目上稼得した収入よりも多い月次クーポンの支払を選択した場合、差額は投資元本から支払われることになる。これはすなわち、該当するクラスの受益証券に帰属する担保付スワップの一部終了を意味する。

分配金は、受益証券保有者の登録簿に記載がある者に支払われる。受益証券保有者に対する月次分配金を支払った後も、当投資信託の純利益およびキャピタル・ゲイン実現額（ある場合）が、1口当たりの純資産額に反映されないことがある。そのような分配金は、受益証券保有者に実際には支払われず、その代わりに、適用可能な分配金の再投資日に、名目上の分配が行われた受益証券の追加購入に充当される。

当投資信託の終了に際して、受託会社は、受益証券の保有割合に応じて、当投資信託の資産の実現によるすべての現金受領額を現受益証券保有者に分配する。受託会社は、受託会社が適切に引受けまたは負担した、さらに当該終了に起因もしくは関連して引受けまたは負担したか否かを問わず、すべてのコスト、債務、負債、料金、費用、請求、要求に備えて、必要な現金受領額を留保することがある。

2013年3月7日(設立日)から2014年4月30日の期間における受益証券保有者に対する分配金は1,379,842,321円であった。

## 9 関連当事者との取引

当事者は、ある当事者が他方の当事者を支配する能力を有する、あるいは財務上または営業上の決定において他方の当事者に重要な影響力を行使する場合に、関連があるとみなされる。

当投資信託の管理会社であるクレディ・スイス・マネジメント(ケイマン)は、設立証書に基づく受益証券の発行権限により関連当事者となる。管理報酬は、補足情報覚書毎の運用費用報酬契約に従い当投資信託に代わって報酬代行会社が支払う。

クレディ・スイス・インターナショナルは、当投資信託の算定代行会社および報酬代行会社としての資格において活動しており、当投資信託に対して財務助言および算定代行業務を行い、重要な影響を行使する能力を有していることから、関連当事者となる。算定代行人報酬は課されない。報酬代行会社には当投資信託の資産からコスト・クーポン(「運用費用報酬」)に相当する報酬が支払われる。そのため、注記7で詳述したように、運用費用報酬は、担保付スワップのもとで支払われるコスト・クーポンを資金とする。

スワップ取引の相手方であるクレディ・スイス・インターナショナルは、最終的な親会社であるクレディ・スイス・グループAGによる共同所有、ならびに当該スワップ相手方が管理会社との関連を有するという事実により、当投資信託の関連当事者となる。そのため、スワップの相手方に支払われるスワップ費用およびスワップ投資純益は、関連当事者との取引となる。クレディ・スイス・インターナショナルは、スワップ相手方としての資格において、当投資信託に対して注記7に開示されている手数料収入を支払う。2013年3月7日(設立日)から2014年4月30日の期間において、当投資信託は手数料収入1,429,699,874円を稼得・受領した。注記6で述べた担保付スワップ投資の純損失は、当投資信託と相手方に関連当事者の関係があることから、関連当事者費用となる。

BB Gestao de Recursos Distribuidora de Títulos e Valores Mobiliarios S.A.は、当投資信託の投資助言会社であり、当投資信託に財務助言業務を提供し重要な影響を行使できることから、関連当事者となる。助言報酬は両クラスの受益証券とも年率35ベシス・ポイントである。

## 10 後発事象

経営者は、本財務書類の作成にあたって、2014年9月5日(本財務書類の公表が可能になった日)までのすべての重要な後発事象を評価および開示している。

## 国内短期公社債マザーファンド

### 貸借対照表

(単位:円)

	平成26年 3月20日現在	平成26年 9月22日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	7,382,653	180,095,310
国債証券	1,629,883,669	969,964,665
未収利息	9	197
流動資産合計	1,637,266,331	1,150,060,172
資産合計	1,637,266,331	1,150,060,172
<b>負債の部</b>		
流動負債		
流動負債合計	-	-
負債合計	-	-
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	1,623,383,035	1,140,040,988
剰余金		



	平成26年 3月20日現在	平成26年 9月22日現在
剰余金又は欠損金（ ）	13,883,296	10,019,184
元本等合計	1,637,266,331	1,150,060,172
純資産合計	1,637,266,331	1,150,060,172
負債純資産合計	1,637,266,331	1,150,060,172

## 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 平成26年 3月21日 至 平成26年 9月22日
有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配は使用いたしません。）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）に基づいて評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

平成26年 3月20日現在	平成26年 9月22日現在
1. 計算日における受益権の総数 1,623,383,035口	1. 計算日における受益権の総数 1,140,040,988口
2. 計算日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0086円 (1万口当たり純資産額) (10,086円)	2. 計算日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0088円 (1万口当たり純資産額) (10,088円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

区分	自 平成25年 9月21日 至 平成26年 3月20日	自 平成26年 3月21日 至 平成26年 9月22日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドの投資している金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが投資している有価証券は、国債証券であり、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクを有しております。	同左

区分	自 平成25年 9月21日 至 平成26年 3月20日	自 平成26年 3月21日 至 平成26年 9月22日
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	<p>コンプライアンス・リスク管理部門、運用企画部門において、投資対象の各種リスクのモニタリング、管理等を行い、運用部門への指示、牽制を行っております。</p> <p>また、社内の委員会において、各種リスクの評価、モニタリング結果の報告を行い、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。</p> <p>市場リスク 市場の変動率とファンドの基準価額の変動率を継続的に相対比較することやベンチマーク等と比較すること等により分析しております。</p> <p>信用リスク 組入銘柄の格付やその他発行体情報等を継続的に収集し分析しております。</p> <p>流動性リスク 市場流動性の状況を把握し、組入銘柄の一定期間における出来高や組入比率等を継続的に測定すること等により分析しております。</p>	同左
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	市場価額がない、又は市場価格を時価と見なせない場合には、経営者により合理的に算定された価額で評価する場合があります。	同左

## 金融商品の時価等に関する事項

平成26年 3月20日現在	平成26年 9月22日現在
<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p>貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ</p> <p>ん。</p> <p>2. 時価の算定方法</p> <p>国債証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p>同左</p> <p>2. 時価の算定方法</p> <p>同左</p>

( 関連当事者との取引に関する注記 )

	自 平成25年 9月21日 至 平成26年 3月20日	自 平成26年 3月21日 至 平成26年 9月22日
	該当事項はありません。	同左

(その他の注記)

## 1 元本の移動

区分	平成26年 3月20日現在	平成26年 9月22日現在
本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	1,649,957,363円	1,623,383,035円
期中追加設定元本額	96,000,057円	67,420,187円
期中一部解約元本額	122,574,385円	550,762,234円
同期末における元本の内訳		
新光インド・インフラ株式ファンド	5,997,800円	5,997,800円
ハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）円コース	528,014,249円	428,876,745円
ハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）米ドルコース	15,912,885円	15,912,885円
ハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）豪ドルコース	79,862,146円	79,862,146円
ハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）ブラジルリアルコース	688,510,157円	440,666,397円
ハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）ロシアルーブルコース	4,019,285円	4,019,285円
ハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）インドルピーコース	10,463,895円	10,463,895円
ハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）中国元コース	21,960,174円	21,960,174円
ハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）南アフリカランドコース	4,996,600円	4,996,600円
ハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）マネープールファンド	69,458,173円	69,458,173円
新光グローバル・ハイイールド債券ファンド（通貨選択型）円コース	1,392,481円	1,392,481円
新光グローバル・ハイイールド債券ファンド（通貨選択型）米ドルコース	298,389円	298,389円
新光グローバル・ハイイールド債券ファンド（通貨選択型）豪ドルコース	1,193,555円	1,193,555円
新光グローバル・ハイイールド債券ファンド（通貨選択型）ブラジルリアルコース	6,365,626円	6,365,626円
新光グローバル・ハイイールド債券ファンド（通貨選択型）マネープールファンド	10,755,729円	10,755,729円
ブラジル高配当株ファンド（為替プレミアム・コース）	99,275,238円	29,874,070円
ブラジル高配当株ファンド（為替フリー・コース）	9,927,032円	2,491,227円

区分	平成26年 3月20日現在	平成26年 9月22日現在
新光グローバル・ハイイールド債券ファンド （通貨選択型）メキシコペソコース	99,207円	99,207円
新光グローバル・ハイイールド債券ファンド （通貨選択型）トルコリラコース	99,207円	99,207円
ハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）メキシコペソコース	5,059,023円	5,059,023円
ハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）トルコリラコース	99,197円	99,197円
新光グローバル・ハイイールド債券ファンド （年1回決算型）	99,177円	99,177円
バンクローン・ファンド（円ヘッジ型）2013-06	59,523,810円	- 円
合計	1,623,383,035円	1,140,040,988円

## 2 有価証券関係

### 売買目的有価証券

種類	平成26年 3月20日現在	平成26年 9月22日現在
	当期間の損益に含まれた評価差額（円）	当期間の損益に含まれた評価差額（円）
国債証券	93,230	25,335
合計	93,230	25,335

(注)「当期間」とは、当該親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間を指しております。

## 3 デリバティブ取引等関係

### 取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

### 附属明細表

#### 第1 有価証券明細表

##### (1) 株式

該当事項はありません。

##### (2) 株式以外の有価証券

（単位：円）

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	第465回国庫短期証券	450,000,000	449,993,110	
	第475回国庫短期証券	520,000,000	519,971,555	
合計		970,000,000	969,964,665	

#### 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

### 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 2【ファンドの現況】

### 【純資産額計算書】

#### ブラジル高配当株ファンド（為替プレミアム・コース）

（平成26年 9月30日現在）

資産総額	1,972,619,511円
負債総額	12,154,623円
純資産総額（ - ）	1,960,464,888円
発行済口数	2,547,171,111口
1口当たり純資産額（ / ）	0.7697円
（1万口当たり純資産額）	（7,697円）

#### ブラジル高配当株ファンド（為替フリー・コース）

（平成26年 9月30日現在）

資産総額	258,774,011円
負債総額	9,938,077円
純資産総額（ - ）	248,835,934円
発行済口数	282,885,167口
1口当たり純資産額（ / ）	0.8796円
（1万口当たり純資産額）	（8,796円）

#### （参考）国内短期公社債マザーファンド

（平成26年 9月30日現在）

資産総額	1,150,067,602円
負債総額	円
純資産総額（ - ）	1,150,067,602円
発行済口数	1,140,040,988口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0088円
（1万口当たり純資産額）	（10,088円）

### 第三部【委託会社等の情報】

#### 第1【委託会社等の概況】

##### 1【委託会社等の概況】

<訂正前>

a．資本金の額（平成26年4月末現在）  
（略）

<訂正後>

a．資本金の額（平成26年9月末現在）  
（略）

##### 2【事業の内容及び営業の概況】

<更新後>

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

委託者が運用を行っている証券投資信託（親投資信託は除きます。）は以下のとおりです。  
（平成26年9月30日現在）

種類	ファンド本数	純資産額（百万円）
総合計	274	3,807,908
株式投資信託（合計）	246	3,085,330
単位型	31	137,039
追加型	215	2,948,290
公社債投資信託（合計）	28	722,577
単位型	1	305
追加型	27	722,272

##### 3【委託会社等の経理状況】

<更新後>

###### 1．財務諸表の作成方法について

委託会社である新光投信株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

なお、財務諸表の金額は、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

## 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

## (1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	10,766,270	13,492,111
有価証券	5,259,693	3,291,156
貯蔵品	1,062	5,188
立替金	30,280	15,778
前払金	25,483	38,614
前払費用	20,286	16,530
未収委託者報酬	1,891,689	2,654,090
未収運用受託報酬	86,074	117,049
未収収益	13,810	6,509
繰延税金資産	192,202	283,616
流動資産合計	18,286,853	19,920,646
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	2 15,051	2 12,380
構築物（純額）	2 1,886	2 1,650
器具・備品（純額）	2 95,877	2 99,960
リース資産（純額）	2 680	2 340
有形固定資産合計	113,496	114,332
無形固定資産		
電話加入権	91	91
ソフトウェア	3 39,774	3 74,851
ソフトウェア仮勘定	-	11,885
無形固定資産合計	39,866	86,827
投資その他の資産		
投資有価証券	2,929,683	3,213,218
関係会社株式	77,100	77,100
長期差入保証金	125,515	124,152
長期繰延税金資産	8,695	63,925
前払年金費用	410,271	374,562
その他	10,632	6,632
投資その他の資産合計	3,561,898	3,859,590
固定資産合計	3,715,261	4,060,749
資産合計	22,002,115	23,981,396

(単位：千円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
預り金	18,156	21,303
リース債務	1,206	810
<b>未払金</b>		
未払収益分配金	336	177
未払償還金	14,470	10,100
未払手数料	1 964,634	1 1,296,830
その他未払金	195,035	513,148
未払金合計	1,174,476	1,820,257
未払費用	402,634	548,430
未払法人税等	471,902	1,462,380
賞与引当金	299,000	362,800
役員賞与引当金	45,500	44,200
流動負債合計	2,412,875	4,260,181
<b>固定負債</b>		
長期リース債務	1,156	345
退職給付引当金	168,209	172,959
役員退職慰労引当金	80,416	31,708
執行役員退職慰労引当金	99,750	102,083
固定負債合計	349,532	307,096
負債合計	2,762,408	4,567,278
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	4,524,300	4,524,300
<b>資本剰余金</b>		
資本準備金	2,761,700	2,761,700
資本剰余金合計	2,761,700	2,761,700
<b>利益剰余金</b>		
利益準備金	360,493	360,493
<b>その他利益剰余金</b>		
別途積立金	10,000,000	8,900,000
繰越利益剰余金	1,559,003	2,889,165
利益剰余金合計	11,919,497	12,149,658
自己株式	72,415	72,415
株主資本合計	19,133,081	19,363,242
<b>評価・換算差額等</b>		
その他有価証券評価差額金	106,625	50,874
評価・換算差額等合計	106,625	50,874
純資産合計	19,239,706	19,414,117



負債純資産合計	22,002,115	23,981,396
---------	------------	------------

## (2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	19,893,907	29,107,010
運用受託報酬	170,563	261,777
営業収益合計	20,064,471	29,368,787
営業費用		
支払手数料	1 10,580,803	1 15,428,327
広告宣伝費	213,908	336,593
公告費	1,919	2,919
調査費		
調査費	275,599	339,210
委託調査費	2,855,086	4,188,805
図書費	5,332	4,862
調査費合計	3,136,017	4,532,878
委託計算費	533,813	1,151,067
営業雑経費		
通信費	37,161	37,016
印刷費	132,025	160,606
協会費	14,855	14,992
諸会費	3,088	3,153
その他	23,541	27,521
営業雑経費合計	210,672	243,290
営業費用合計	14,677,134	21,695,077
一般管理費		
給料		
役員報酬	93,516	89,886
給料・手当	1,395,728	1,326,658
賞与	221,930	332,688
給料合計	1,711,175	1,749,233
交際費	9,782	9,349
寄付金	2,465	3,066
旅費交通費	81,050	78,321
租税公課	52,119	65,510
不動産賃借料	211,739	205,792
賞与引当金繰入	299,000	362,800
役員賞与引当金繰入	45,500	44,200

役員退職慰労引当金繰入	28,335	39,756
退職給付費用	195,268	182,850
減価償却費	88,183	63,615
諸経費	533,744	585,445
一般管理費合計	3,258,364	3,389,942
営業利益	2,128,972	4,283,768

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日)
営業外収益		
受取配当金	157,357	143,049
有価証券利息	12,764	6,052
受取利息	22,364	14,495
時効成立分配金・償還金	3,608	4,450
雑益	26,471	20,588
営業外収益合計	222,565	188,635
営業外費用		
支払利息	222	59
時効成立後支払分配金・償還金	1,339	1,557
雑損	22	8,673
営業外費用合計	1,585	10,290
経常利益	2,349,952	4,462,113
特別利益		
貸倒引当金戻入	1,982	-
投資有価証券売却益	146,334	158,386
特別利益合計	148,316	158,386
特別損失		
固定資産除却損	2 101	2 3,210
ゴルフ会員権売却損	-	2,795
投資有価証券売却損	37,198	42,388
投資有価証券評価損	49,352	10,974
減損損失	4,291	-
特別損失合計	90,943	59,368
税引前当期純利益	2,407,325	4,561,131
法人税、住民税及び事業税	983,713	1,905,519
法人税等調整額	129,642	113,958
法人税等合計	854,070	1,791,560
当期純利益	1,553,255	2,769,571

## （ 3 ） 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金		
		資本 準備金	利益 準備金	その他利益剰余金	
				別途 積立金	繰越 利益 剰余金
当期首残高	4,524,300	2,761,700	360,493	11,118,000	1,427,158
当期変動額					
別途積立金取崩				1,118,000	1,118,000
剰余金の配当					2,539,409
当期純利益					1,553,255
自己株式の取得					
自己株式の処分					
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	-	1,118,000	131,845
当期末残高	4,524,300	2,761,700	360,493	10,000,000	1,559,003

	株主資本			評価・換算差額等	純資産合計
	利益剰余金	自己 株式	株主 資本 合計	その他有価証 券評価差額金	
	利益 剰余金 合計				
当期首残高	12,905,651	6,827	20,184,823	209,840	19,974,983
当期変動額					
別途積立金取崩			-		-
剰余金の配当	2,539,409		2,539,409		2,539,409
当期純利益	1,553,255		1,553,255		1,553,255
自己株式の取得		65,588	65,588		65,588
自己株式の処分			-		-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				316,465	316,465
当期変動額合計	986,154	65,588	1,051,742	316,465	735,276
当期末残高	11,919,497	72,415	19,133,081	106,625	19,239,706

当事業年度（自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本 準備金	利益 準備金	その他利益剰余金	
				別途 積立金	繰越 利益 剰余金
当期首残高	4,524,300	2,761,700	360,493	10,000,000	1,559,003
当期変動額					
別途積立金取崩				1,100,000	1,100,000
剰余金の配当					2,539,409
当期純利益					2,769,571
自己株式の取得					
自己株式の処分					
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	-	1,100,000	1,330,161
当期末残高	4,524,300	2,761,700	360,493	8,900,000	2,889,165

	株主資本			評価・換算差額等	純資産合計
	利益剰余金	自己 株式	株主 資本 合計	その他有価証 券評価差額金	
	利益 剰余金 合計				
当期首残高	11,919,497	72,415	19,133,081	106,625	19,239,706
当期変動額					
別途積立金取崩			-		-
剰余金の配当	2,539,409		2,539,409		2,539,409
当期純利益	2,769,571		2,769,571		2,769,571
自己株式の取得			-		-
自己株式の処分			-		-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				55,750	55,750
当期変動額合計	230,161	-	230,161	55,750	174,410
当期末残高	12,149,658	72,415	19,363,242	50,874	19,414,117

## 重要な会計方針

### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

#### (1) 関連会社株式

総平均法による原価法

#### (2) その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価

は、総平均法により算定）

時価のないもの

総平均法による原価法

## 2．固定資産の減価償却の方法

### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法。但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～18年

構築物 20年

器具備品 2～20年

### (2) 無形固定資産

定額法。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。

### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定率法を採用しております。

## 3．引当金の計上基準

### (1) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当期対応分を計上しております。

### (2) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当期対応分を計上しております。

### (3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれの発生の翌事業年度末から費用処理しております。

### (4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当期末要支給額を計上しております。

### (5) 執行役員退職慰労引当金

執行役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当期末要支給額を計上しております。

## 4．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

## 5．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

### (1) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当期の費用として処理し

ております。

（未適用の会計基準等）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日）

概要

本会計基準等は、財務報告を改善する観点及び国際的な動向を踏まえ、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の処理方法、退職給付債務及び勤務費用の計算方法並びに開示の拡充を中心に改正されたものです。

適用予定日

退職給付債務及び勤務費用の計算方法の改正については、平成27年3月期の期首より適用予定です。

当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中です。

注記事項

（貸借対照表関係）

1. 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
未払手数料	572,094千円	760,018千円

2. 資産の金額から直接控除している減価償却累計額（減損損失累計額を含む）の額

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	578,691千円	599,157千円

3. 無形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
無形固定資産の減価償却累計額	238,992千円	252,073千円

（損益計算書関係）

1. 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日)
支払手数料	6,343,293千円	8,738,779千円

2. 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
--	--	--

建物	- 千円	3,204千円
器具・備品	101千円	5千円
計	101千円	3,210千円

## (株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

## 1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	1,823,250	-	-	1,823,250

## 2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	756	8,630	-	9,386

## (変動事由の概要)

普通株式の自己株式の株式数の増加8,630株は、平成24年6月18日の定時株主総会の決議に基づいて行った自己株式取得による増加であります。

## 3. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成24年12月25日 臨時株主総会	普通株式	2,539,409	1,400	平成24年11月28日	平成24年12月26日

当事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

## 1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	1,823,250	-	-	1,823,250

## 2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	9,386	-	-	9,386

## 3. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年12月19日 臨時株主総会	普通株式	2,539,409	1,400	平成25年11月15日	平成25年12月20日

## （リース取引関係）

ファイナンス・リース取引（借主側）

所有権移転外ファイナンス・リース取引

### （1）リース資産の内容

有形固定資産

主として、投信システム設備としてのサーバー、ネットワーク機器他（器具備品）であります。

### （2）リース資産の減価償却方法

重要な会計方針の「2．固定資産の減価償却の方法（3）リース資産」に記載のとおりであります。

## （金融商品関係）

### 1．金融商品の状況に関する事項

#### （1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業を営んでおります。資金運用については、一時的な余資は有金預金や有価証券などにより、通常の取引条件から著しく乖離していないことを検証した上で行っております。また現先取引などの引合いを要する取引については、原則として複数の提示条件を参考に最も有利と判断する条件で、適切かつ効率的に行っております。

なお、当社が運用を行う投資信託の商品性を適正に維持するための取得など、投資信託協会の規則に定める範囲において投資信託の取得及び処分を行っております。

#### （2）金融商品の内容及びそのリスク

有価証券及び投資有価証券は、主にその他有価証券（投資信託）、業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスクや市場価格の変動リスクに晒されております。

また営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産より受け入れる委託者報酬のうち、信託財産に未払委託者報酬として計上された金額であり、信託財産は受託銀行において分別管理されていることから、当社の債権としてのリスクは、認識しておりません。

#### （3）金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（預金の預入先や債券の発行体の信用リスク）の管理

預金の預入先や債券の発行体の信用リスクについては、資金管理規程に従い、格付けの高い預入先や発行体に限定することにより、リスクの軽減を図っております。

また経営企画部が定期的に格付けをモニタリングし、それが資金管理規程に定める基準以下となった場合には、速やかに経営会議を開催し、残存期間などを総合的に勘案し、対処方法について決議を得る体制となっております。

市場リスク（価格変動リスク及び為替変動リスク）の管理

保有している債券、投資信託、株式の毎月末の時価など資金運用の状況については、資金管理規程に従い、経営企画部長が毎月の定例取締役会において報告をしております。

また市場における価格変動リスクおよび為替変動リスクについては、資金管理規程に従い、経営企画部が定期的に時価をモニタリングし、その中で時価が基準を超える下落となった場合には、速やかに経営会議を開催し、対処方法について決議を得る体制となっております。

流動性リスクの管理

資金繰りについては、経営企画部が作成した年度の資金計画を経営会議において報告し、それに基づいた管理を行っております。また手元流動性を一定額以上維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

#### （4）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価



額が含まれることがあります。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件などを採用することにより、当該価額が変動することもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません(注)2.参照)。

前事業年度(平成25年3月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	10,766,270	10,766,270	-
(2) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的債券	500,129	500,400	270
其他有価証券	7,490,195	7,490,195	-
(3) 未収委託者報酬	1,891,689	1,891,689	-

当事業年度(平成26年3月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	13,492,111	13,492,111	-
(2) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的債券	-	-	-
其他有価証券	6,305,322	6,305,322	-
(3) 未収委託者報酬	2,654,090	2,654,090	-

(注)1. 金融商品の時価の算定方法及びに有価証券に関する事項

### (1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

### (2) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、投資信託は基準価額によっております。また譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

### (3) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注)2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位:千円)

区分	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
非上場株式	276,151	276,151

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(2) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

(注)3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度(平成25年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
(1) 預金	10,766,163	-	-	-
(2) 有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的債券	500,000	-	-	-
その他有価証券	4,258,263	357,062	1,056,875	-
(3) 未収委託者報酬	1,891,689	-	-	-

## 当事業年度(平成26年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
(1) 預金	13,491,981	-	-	-
(2) 有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的債券	-	-	-	-
その他有価証券	3,291,156	380,080	1,261,941	269,692
(3) 未収委託者報酬	2,654,090	-	-	-

## (有価証券関係)

## 1. 満期保有目的の債券

## 前事業年度(平成25年3月31日)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が貸借対照表計上額 を超えるもの	(1)国債・地方債等	-	-	-
	(2)社債	500,129	500,400	270
	(3)その他	-	-	-
	小計	500,129	500,400	270
時価が貸借対照表計上額 を超えないもの	(1)国債・地方債等	-	-	-
	(2)社債	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		500,129	500,400	270

## 当事業年度(平成26年3月31日)

該当事項はありません。

## 2. 関連会社株式

関連会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額 77,100千円、前事業年度の貸借対照表計上額 77,100千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

## 3. その他有価証券

## 前事業年度(平成25年3月31日)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
--	----	------------------	--------------	------------

貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
(3)その他	1,461,472	1,219,754	241,717	
	小計	1,461,472	1,219,754	241,717
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
(3)その他	6,028,723	6,102,958	74,234	
	小計	6,028,723	6,102,958	74,234
合計		7,490,195	7,322,713	167,483

（注）非上場株式（貸借対照表計上額199,051千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度（平成26年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
(3)その他	1,920,996	1,709,935	211,061	
	小計	1,920,996	1,709,935	211,061
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
(3)その他	4,384,326	4,516,340	132,014	
	小計	4,384,326	4,516,340	132,014
合計		6,305,322	6,226,275	79,047

（注）非上場株式（貸借対照表計上額199,051千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

#### 4．売却したその他有価証券

前事業年度（平成25年3月31日）

	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
(1)株式	106,355	38,075	1,080

(2)債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3)その他	3,921,927	108,259	36,118
合計	4,028,282	146,334	37,198

## 当事業年度（平成26年3月31日）

	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
(1)株式	-	-	-
(2)債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3)その他	1,209,919	158,386	42,388
合計	1,209,919	158,386	42,388

## 5．減損処理を行った有価証券

当事業年度において、有価証券について10,974千円（その他有価証券）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30～50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

## （退職給付関係）

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

## 1．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付企業年金制度（キャッシュバランス型）、確定拠出企業年金制度および退職一時金制度を設けております。

## 2．退職給付債務に関する事項

	前事業年度 (平成25年3月31日)
(1)退職給付債務(千円)	1,281,738
(2)年金資産(千円)	1,018,974
(3)未積立退職給付債務(1)+(2)(千円)	262,764
(4)未認識数理計算上の差異(千円)	547,641
(5)未認識過去勤務債務(債務の減額)(千円)	42,815
(6)貸借対照表計上額純額(3)+(4)+(5)(千円)	242,061
(7)前払年金費用(千円)	410,271
(8)退職給付引当金(6)-(7)(千円)	168,209

## 3．退職給付費用に関する事項

	前事業年度

	(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
(1)勤務費用(千円)(注1)	108,925
(2)利息費用(千円)	17,431
(3)期待運用収益(減算)(千円)	17,533
(4)数理計算上の差異の費用処理額(千円)	86,570
(5)過去勤務債務の費用処理額(千円)	16,055
(6)小計(1)+(2)-(3)+(4)+(5)(千円)	179,338
(7)その他(千円)(注2)	15,930
(8)退職給付費用(6)+(7)(千円)	195,268

(注) 1. 執行役員の退職慰労金に係る退職給付引当金繰入額(34,585千円)については

「(1)勤務費用」に含めて記載しております。

2. 「(7)その他」は、確定拠出年金への掛金支払額であります。

#### 4. 退職給付債務の計算基礎

	前事業年度 (平成25年3月31日)
(1)退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
(2)割引率	1.5%
(3)期待運用収益率	2.0%
(4)過去勤務債務の処理年数	10年
(5)数理計算上の差異の処理年数	10年

当事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

#### 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付企業年金制度(キャッシュバランス型)、確定拠出企業年金制度および退職一時金制度を設けております。

#### 2. 確定給付制度

(単位:千円)

##### (1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	1,281,738
勤務費用	80,449
利息費用	19,226
数理計算上の差異の発生額	91,561
退職給付の支払額	48,235
過去勤務費用の発生額	-
退職給付債務の期末残高	1,424,739

##### (2)年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	1,018,974
期待運用収益	20,379
数理計算上の差異の発生額	70,810
事業主からの拠出額	78,919
退職給付の支払額	32,029

年金資産の期末残高	1,157,054
-----------	-----------

## (3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	1,187,071
年金資産	1,157,054
	30,017
非積立型制度の退職給付債務	237,668
未積立退職給付債務	267,685
未認識数理計算上の差異	496,048
未認識過去勤務費用	26,759
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	201,603
退職給付引当金	172,959
前払年金費用	374,562
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	201,603

## (4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用(注1)	110,782
利息費用	19,226
期待運用収益	20,379
数理計算上の差異の費用処理額	72,344
過去勤務費用の費用処理額	16,055
確定給付制度に係わる退職給付費用	165,917

(注) 1. 執行役員の退職慰労金に係る退職給付引当金繰入額(30,333千円)については

「(1)勤務費用」に含めて記載しております。

## (5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

株式	41.3%
債券	25.6%
共同運用資産	18.3%
生命保険一般勘定	11.2%
現金及び預金	3.3%
合計	100%

## 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

## (6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率	1.5%
長期期待運用収益率	2.0%

## 3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、16,933千円でありました。

## (税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	130,944千円	145,054千円
減価償却超過額	796	1,076
退職給付引当金	95,500	98,025
役員退職慰労引当金	28,660	11,300
投資有価証券評価損	17,589	12,705
非上場株式評価損	28,430	28,430
未払事業税	42,964	103,536
その他	63,091	109,079
繰延税金資産小計	407,976	509,208
評価性引当額	-	-
繰延税金資産合計	407,976	509,208
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	60,857	28,172
前払年金費用	146,220	133,494
繰延税金負債合計	207,078	161,666
繰延税金資産の純額	200,897	347,542

(注) 繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動資産 - 繰延税金資産	192,202千円	283,616千円
固定資産 - 長期繰延税金資産	8,695	63,925

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
法定実効税率	38.01%	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。
(調整)		
役員給与永久に損金算入されない項目	0.55	
交際費等永久に損金算入されない項目	0.36	
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.51	
住民税均等割	0.16	
評価性引当額の増減	3.18	
その他	0.09	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	35.48	

## 3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第十号)が平成26年3月31日に公布され平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないことになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の38.01%から35.64%になります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は19,567千円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

#### (セグメント情報等)

##### セグメント情報

前事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)及び

当事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

当社は、資産運用業という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

##### 関連情報

前事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)及び

当事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

###### 1. 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの売上高の記載を省略しております。

###### 2. 地域ごとの情報

###### (1) 営業収益

当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する主要な受益者の情報は制度上、把握し得ないため、記載を省略しております。

###### (2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額は、貸借対照表の有形固定資産の金額と同一であることから、記載を省略しております。

###### 3. 主要な顧客ごとの情報

当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する主要な受益者の情報は制度上、把握し得ないため、記載を省略しております。

##### 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

前事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

当社は、単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

当社は、単一セグメントであるため、記載を省略しております。

##### 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

前事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

該当事項はありません。

##### 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

前事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

該当事項はありません。



当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

該当事項はありません。

## 関連当事者情報

### 1. 関連当事者との取引

（ア）財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る）等

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	みずほ証券株式会社	東京都千代田区	125,167,284	金融商品取引業	(被所有) 直接77.05 間接 7.91	当社設定の投資信託受益権の募集・販売 役員兼任	当社設定の投資信託受益権の募集・販売に係る代行手数料の支払い	6,343,293	未払手数料	572,094

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	みずほ証券株式会社	東京都千代田区	125,167,284	金融商品取引業	(被所有) 直接77.05 間接 7.74	当社設定の投資信託受益権の募集・販売 役員兼任	当社設定の投資信託受益権の募集・販売に係る代行手数料の支払い	8,738,779	未払手数料	760,018

（イ）財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
同一の親会社を持つ会社	みずほ証券プロパティマネジメント株式会社	東京都中央区	4,110,000	不動産賃貸業	直接 4.05	事務所の賃借	事務所の賃借	173,969	長期差入保証金	116,378
							計算委託料支払	91,562	その他未払金	8,536

同一の親会社を持つ会社	日本証券テクノロジー株式会社	東京都中央区	228,000	情報サービス業	なし	計算業務の委託	ハウジングサービス料支払	16,824	その他未払金	1,472
							メールシステムサービス料支払	36,000	その他未払金	3,150

## 当事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
同一の親会社を持つ会社	みずほ証券プロパティマネジメント株式会社	東京都中央区	4,110,000	不動産賃貸業	直接 4.05	事務所の賃借	事務所の賃借	175,003	長期差入保証金	116,378
同一の親会社を持つ会社	日本証券テクノロジー株式会社	東京都中央区	228,000	情報サービス業	なし	計算業務の委託	計算委託料支払	105,424	その他未払金	8,030
							ハウジングサービス料支払	16,824	その他未払金	1,472
							メールシステムサービス料支払	36,923	その他未払金	3,230
							IT関連業務支援	4,145	その他未払金	1,648

(注) 1. 上記(ア)~(イ)の金額のうち、取引金額と長期差入保証金の期末残高には消費税等が含まれておらず、未払手数料とその他未払金の期末残高には消費税等が含まれております。

(注) 2. 取引条件及び取引条件の決定方法等

(1) 現先取引の金利等については、市場金利等を勘案して決定しております。

(2) 代行手数料については、投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から支払われます。委託者報酬の配分は両社協議のうえ合理的に決定しております。

(3) 事務所の賃借料の支払については、差入保証金の総額及び近隣の賃借料を勘案し、協議のうえ決定しております。

(4) 計算委託料、ハウジングサービス料及びメールシステムサービス料の支払は、協議のうえ合理的に決定しております。

## 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

## 親会社情報

みずほ証券株式会社(非上場)

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日)

1株当たり純資産額	10,607円02銭	10,703円18銭
1株当たり当期純利益金額	854円62銭	1,526円89銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日)
当期純利益金額(千円)	1,553,255	2,769,571
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益金額(千円)	1,553,255	2,769,571
期中平均株式数(千株)	1,817	1,813

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 5【その他】

### b. 訴訟事件その他の重要事項

<訂正前>

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

なお、「委託会社等の経理状況 中間財務諸表」の注記事項(重要な後発事象)に記載されているとおり、平成25年12月19日付の臨時株主総会で期中配当を行うことを決議しました。

<訂正後>

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

<訂正前>

(1) 三井住友信託銀行株式会社(「受託者」)

a. 資本金の額

平成26年4月末現在、342,037百万円

(略)

(2) 販売会社

販売会社の名称、資本金の額及び事業の内容は以下の「販売会社一覧表」のとおりです。

販売会社一覧表

(平成26年4月末現在)

名称	資本金の額 (単位：百万円)	事業の内容
(略)		

<訂正後>

(1) 三井住友信託銀行株式会社(「受託者」)

a. 資本金の額

平成26年9月末現在、342,037百万円

(略)

(2) 販売会社

販売会社の名称、資本金の額及び事業の内容は以下の「販売会社一覧表」のとおりです。

販売会社一覧表

(平成26年9月末現在)

名称	資本金の額 (単位：百万円)	事業の内容
(略)		

## 独立監査人の監査報告書

平成26年11月4日

新光投信株式会社  
取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤 志保
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福村 寛

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているブラジル高配当株ファンド（為替プレミアム・コース）の平成26年3月21日から平成26年9月22日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ブラジル高配当株ファンド（為替プレミアム・コース）の平成26年9月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

新光投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- ( ) 1 . 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

## 独立監査人の監査報告書

平成26年11月4日

新光投信株式会社  
取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤 志保
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福村 寛

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているブラジル高配当株ファンド（為替フリー・コース）の平成26年3月21日から平成26年9月22日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ブラジル高配当株ファンド（為替フリー・コース）の平成26年9月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

新光投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- ( ) 1 . 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

## 独立監査人の監査報告書

平成26年6月20日

新光投信株式会社  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 田中 俊之  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 志保  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている新光投信株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第54期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新光投信株式会社の平成26年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

( ) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。